

**長久手市みんなで作るまち条例（案）に対する
パブリックコメントに寄せられた意見一覧及び市の考え方**

平成30年2月

長久手市

長久手市みんなで作るまち条例（案）に対するパブリックコメントに寄せられた意見一覧及び市の考え方

1 実施状況

(1) 募集期間

平成29年12月1日から平成30年1月12日まで

(2) (案) の公表・配布

市ホームページ、経営企画課窓口及び情報コーナーでの公表並びに全戸配布

2 意見の提出人数、件数

37人、218件

3 意見内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。なお、意見を踏まえ、案及び解説を修正した箇所は、「市の考え方」の枠内を着色しています。

前文		
意見番号	意見内容	市の考え方
1	市民が自らの手で取り進めるといった考え方は全く同感です。「自らの手」「覚悟」「決意」という力強さを前面に出しているには、「心」からの向き合いの「心」は耳障り(目ざわり)も良く、悪くはないですが、一般的且つ抽象的な感が否めないと思います。 力強い決意表明であれば、「心」ではなく「真正面」から向き合いとした方が、インパクトもあり、立ち位置も見え決意感も強く出ると思います。 真正面から向き合うということは、当然「心」も入るとは思います。但し、「夢」と相対する言葉として「心」を使われているのであればよいと思います。	【案のとおりとします】 ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。
2	「長久手市は、秀吉と家康が戦った『小牧長久手の戦い』に関する史跡や、」× 「長久手市は、史跡や、」○ 理由:前文は、市民の意向を示す重要なところと自治KENで学びました。我々の自治に関する条例の前文で、地元の平和や自治を破壊する戦争の歴史、それも他地域で権力争いをする武将同士の戦いを、自慢げに長久手の伝統文化と位置付けることは、市民として大変恥ずかしいことと思います。 観光に関わる条例に使うならまだしも、住民自治の意図に反する内容でないか。	【案のとおりとします】 ・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言を尊重した内容としています。 ・前文の役割や位置付けから考え、「小牧・長久手の戦い」を、本市の歴史的事実として述べており、戦争や争いを肯定するという趣旨ではありません。
3	「小牧長久手の戦い」ではなく、【長久手合戦物語り】とすべきです。 わが愛する長久手の上に「小牧」の冠をつける意味が理解できません。主体が何なのか視座がずれていると思われまます。	【案のとおりとします】 「小牧・長久手の戦い」は、歴史の学術用語として一般的に普及していることを踏まえ、本市の歴史的事実を述べるために用いています。
4	わたしたちは、とは、誰が対象なのでしょう？(①素案作成者 ②市民 ③市民・議会・市) 意見 わたしたちは、のころは、「市民・議会及び市は」と表現した方がわかりやすく具体的でいいのでは。	【案のとおりとします】 前文における「わたしたち」とは、市民、議会及び市のことです。前文は、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、読みやすいよう、あえて「わたしたち」としています。
5	「わたしたち」とは誰なのか？が曖昧なので、具体的に明記して欲しいです。	
6	前文が話し言葉になっていて、形容詞(夢と覚悟を持って、懐の深さ、笑顔で、幸せな)が多すぎます。条例とのアンバランスを感じます。端的な文章にした方がいいと思います。前文には、人権、自由、平等、平和という言葉を入れてください。 特に、平和事業推進委員の立場としては、以下のような言葉を入れてください。 「非核平和都市宣言の市」として、平和な時代の継承とそのための努力を惜しまない。」	【案のとおりとします】 ・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言を尊重した内容としています。
7	散文的で条例になじまないです。特に、説明分(思い)は不要だと思います。 前文にはなじまない表現→「心から向き合い」「夢と覚悟を持って」「懐の深さ」 提案例→「あらゆる人々が、個人として尊重され、住みなれた家庭や地域社会で、いきいきと生活し、自由と権利、平和、平等を享受できる社会を実現することを目的とし…」	・検討委員会で出された「夢と覚悟」「懐の深さ」「笑顔」「幸せ」といった言葉を、この条例によって多くの人と共有したいと考え、使用しています。 ・人権、平等、平和といった言葉は盛り込んでいませんが、趣旨は前文の最後の段落に表現されていると考えます。

8	<p>“懐の深さ”“笑顔で暮らす”とか“手を取り合っ”等の表現ではなく、「あらゆる人々が、個人として尊重され、家庭や地域社会で、安心していきいきと生活し、自由と権利、平和、平等を享受できる社会を実現することを目的」と、くらいにはいかかでしょうか。</p>	
9	<p>非核平和都市宣言の市として、平和な時代の継続とそのための努力が不可欠であることを明記して下さい。(平和でなければ、笑顔も幸せもない。)</p>	
10	<p>条例とあるからには「まちづくりの憲法」と考えられるので、日本国憲法の精神を盛り込んだ内容にして欲しいと思います。具体的には、住民一人一人の人権が尊重され、健康で文化的な生活を保障するためにはどうしたらいいかという視点を盛り込んで欲しいです。</p>	
11	<p>現市長の目標であり「笑顔」「幸せ」の大前提である日本一福祉の町としての「町づくり」を明記して下さい。</p>	
12	<p>長すぎる。歴史、現状認識、問題点等は短く、また、少子高齢化、人口減少施策は前文には違和感がある。市民と行政・議会と協働のまちづくりは、行政の市民への責任転嫁では。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言を尊重した内容としています。 ・制定の背景として、現時点で予想できる将来の現象として「少子高齢化・人口減少」について前文に盛り込んでいます。 ・この条例は、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していこうという趣旨です。
13	<p>(修正案) わたしたちは、まちの現在と未来の姿に真摯に向き合い、夢と使命感を持ってわたしたちの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる「長久手市みんなで作るまち条例」を定めます。 長久手市は、秀吉と家康が戦った「小牧・長久手の戦い」に関する史跡や、伝統ある「警固祭り」をはじめとする貴重な文化財が引き継がれ、また、長久手を源流とする香流川、東部に多く残る里山等豊かな自然を身近に感じることができます。 2005年の「愛・地球博(日本国際博覧会)」を機に、日本唯一のリニアモーターで走る「リニモ」がまちの中心を走り、ベッドタウン化が進み、長久手市は住みやすいまちとして大きく発展しました。一方で、急激な人口増加、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが薄れてきていると感じられます。今、地域のつながりを見つめ直し、多くの課題をみんなで協力して乗り越えていかななくてはなりません。 そのために、これからのまちづくりは、市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められます。また、互いに理解と協力得るような様々な協力を重ね、信頼と協力する関係づくりに努め、課題の解決に向けて取り組むことが必要になります。この条例は、こうしたまちづくりの基本となる考え方や、市民、議会及び市それぞれが何をすべきかを示しています。 わたしたちは、多様性と多様な価値観を尊重し合い、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合っ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまち長久手市をつくりあげていきます。</p> <p>①相応しいと思う言葉に訂正した。 心から⇒真摯に(実直に現状を見つめ直すことが大切) 覚悟 ⇒使命感(悲壮感ではなく、洋々たる未来に向けた気持ち) 自ら ⇒わたしたち(「自ら」は個人的な意味合い。主語を受けた表現) 乗り物⇒リニアモーターで走る(唯一とは磁気浮上式のリニアモーターで走ることで、名前の由来) 住宅の整備が一層⇒ベッドタウン化が(整備の段階でなく近隣市町のベッドタウンが長久手市の象徴) ②長久手の歴史と継承して、今があるという記述順(下線部分)を変えた。 ⇒「住よい」というより、まだ改善する余地のある、「住みやすい」という表現にした。 ③(今後、必ず訪れる少子高齢化、人口減少時代に備えて、)を削除した。 この備えのためにまちづくりをする訳ではないということ。また、少子高齢化、人口減少とは無縁のまちづくりを目指すべきではないか。そのようなことが起きても問題にならないように、まちづくりをすべきではないか、という考えです。 ④個人的な次元での表現であり、わたしたち(市民、議会、市)が表す言葉に訂正した。 (互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に)を ⇒(また、互いに理解と協力得るような様々な協力を重ね、信頼と協力する関係づくりに努め、) ⑤個人的な次元での表現であり、わたしたち(市民、議会、市)を表す言葉に訂正した。 (個人の自由を認め合う懐の深さと、自分の言葉と行動に対する責任を持ちます。そして)を ⇒(多様な価値観を尊重し合い、)に訂正</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言内容を尊重しています。 ・この条例における前文の趣旨、個々の条文との関連性、全体的な流れを検討した結果、案のとおりとします。

14	<p>①前文の次の用語は、法令用語としては明確に定義できない、個人の内心を表す情緒的な言葉であるので削除する。「心から」「覚悟」「笑顔で暮らせる」「とことん」「懐の深さ」。第1条以下の条文も同じ。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令用語としては明確に定義できない情緒的な言葉である。法令解釈が確定できず混乱を招く恐れがある。単に他の法令で使用例がないという理由ではない。個人の内心を表し解釈が人それぞれに違う言葉は、法令に用いてはならないことを理解してほしい。 ・自治基この条例まちづくり条例等を定める愛知県内の他の自治体等(県内17市町及び鳴矢となったニセコ町、以下「他の自治体」)の条例でも、これらの言葉の使用例はない。 ・国の法令でも、これらの用語の使用例はまったくない。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言を尊重した内容としています。 ・「夢と覚悟」「懐の深さ」「笑顔」「幸せ」といった言葉の主観的な捉え方によって、市民の権利が制約されたり、義務が課されることはないため、そのような言葉を使用することに特段の支障はないと考えます。多様性あふれる本市だからこそ、この条例によって多くの人と共有したい言葉として使用しています。
15	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文等で用いられる「幸せ」とは、憲法13条の「幸福」と同義であるか、違うか。 ・同義であるならば、解説書で憲法13条と同義であると明記してほしい。つまり、幸福追求権を確認したものと明記してほしい。 ・同義でないならば、3条に「幸せ」の定義を示してほしい。 ・修正案は、憲法13条と同義の「幸福」を用いる。 ・細かな表現の指摘になるが、条例案前文7段落目では、主語は「わたしたちは」であるが、修飾句を全部外せば、述語は「長久手市をつくりあげて…」となる。「幸せな」は「まち」を修飾し、さらに「長久手市」にかかる。つまり、「幸せ」になるのは人ではなく「まち」であり「長久手市」であるという違和感の残る表現である。修正案は「誰もが幸福を追求できる」とし、主語は「わたしたち」であると表現した。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法にある「幸福を追求する」権利は、第5条第3項「住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らす」権利に表現されているものと考えます。 ・この条例は、憲法や地方自治法の考え方に則り、市が制定するものでありますが、必ずしも、憲法に準じた表現にしなければならないものではないと考えます。
16	<p>③「今後必ず訪れる少子高齢化、人口減少時代に備えて」を削除する。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の社会全体が少子高齢化、人口減少しているの、将来長久手市にも影響が及ぶことは言うまでもない。しかし、長久手市は2060年に約7万人の人口規模を目指している(総合計画で修正されるようだが)。40年後50年後の心配よりも、現在人口増加によって起きている問題を早急に解決することこそが、市政の課題である。 ・この条例は5年毎に見直される(21条解説書)のだから、長久手の人口の変化に応じて修正していけば良いではないか。直面している課題から目をそらそうとする記述であるので削除する。 	<p>【案のとおりとします】</p> <p>制定の背景として、現時点で予想できる将来の現象である「少子高齢化・人口減少」について前文に盛り込んでいます。</p>
17	<p>④「市民が市及び議会と協働して」を「多様な主体が協働して」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案の日本語では、主語は市民であり、協働において主体的であることを求められているのは市民のみであるという解釈になる。市民に主体性が欠けていることが、市政の最大の課題であるとも言いたげである。 ・協働とは「多様な主体」が「共に」考え行動することを目指す(『長久手町地域協働計画』H21.3.「4-1.基本理念」より)理念である。協働という言葉の定義は論者によって違うが、長久手町の協働計画の理解の仕方はほぼ一般的である。市民のみを主語とする使い方は、一部の論者にみられる主張である。 ・なお、第4条(3)では、協働の主語は、市民ではなく「市民、議会及び市」である。苦労を重ねてつぎはぎしたことによる論理の矛盾か。 ・条例案は「市」を「行政」あるいは「市長」の意味で用いているが、用語としては誤りに近い。議会は市(すなわち地方公共団体)の機関の一つである。つまり、「市」の一部であり、「市及び議会」と並列させる用語は誤りである。「市」「行政」「市長」「議会」を適切に使い分けてほしい。なお、他の自治体でも同様の誤りが散見されるが、正確に表現している大多数の自治体の例を参考にしてほしい。 ・仮に長久手市の他の条例・規則や計画で、「市」を議会も含む意味で用いている例や、「行政」「市長」を適切に使い分けている例があれば、長久手市の法令の体系の中で解釈が混乱する。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例の趣旨は、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していこうというものです。 ・この条例に限っては、「市」は「執行機関」を指すものとして定義しています。地方公共団体としての「市」を表現する際には、「長久手市」を用い、誤解がないよう配慮しています。

18	<p>⑥解説書(p9)下から2,3行目の「そして『自由』とは、個人がまちづくりに参加すること、どのように参加するかということにおいて『自由』という意味です」を削除する。</p> <p>理由 ・前文中に「多様性と個人の自由を認め合う」という共生の大切な理念が掲げられている。ところが、解説書ではこの自由という言葉、上記のように極めて狭い特異な意味で用いていると説明している。解説書の記述は日本語としても意味が通りにくい悪文であるが、もしかすると「自由」の範囲は「個人がまちづくりに参加する」行動の範囲内でしか認められないかのように主張しているのかもしれない。もし、そうであれば、これはまさに自己責任論であるだけでなく、自由について憲法で認められた基本的人権を否定している。「自由のもたらす恵沢」(憲法前文)は絶対的に保証されなければならない。弱者であればあるほど参加行動しにくくなることを忘れた、強者の思想である。</p> <p>・骨子案(p14)にもあるように、また第5条の解説(p13)にもあるように、市民の活動は強制されないということが大前提にあるという、「自治KEN」での積み重ねも一方的に否定していることになる。様々な理由で参加したくてもできない人、参加したくない人の、生活条件、身体的条件を無視し人権を否定してはならない。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <p>ご意見を踏まえ、「自由」とは、個人がまちづくりに参加すること、しないこと、どのように取り組むか等を含め、「自由」であることです。」と修正します。</p>
----	--	--

第1章 総則

第1条 【目的】

意見番号	意見内容	市の考え方
19	豊かな自然を引き継ぎ、誰もが笑顔で→豊かな自然を引き継ぎ、文化的で、誰もが笑顔で	【案のとおりとします】 ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。
20	この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市の役割及び責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治(市民参加型予算編成)の力を高め、豊かな自然を引き継ぎ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。 自治(市民参加型予算編成)の力を高め、と、条例に(市民参加型予算編成)を入れ自治の定義を明確化することを提案します。この第1条なら目的なので、これから必要なこと、になり運用もし易いでしょう。条例に記載した効果は10年くらい前からで、10年あとからでは、市民が対応できないと思います。	【案のとおりとします】 予算は、地方自治法に基づき、市長が議会に提出し、議会がそれを議決することで決定します。予算編成にあたっては、効率的・効果的な政策を実施するために、様々なニーズや利害の調整を図る必要がありますので、編成過程における市民の直接参加は行っていません。 市民に、予算について知ってもらうことは大切であると考え、概要を広報、ホームページでお知らせしています。
21	「市民が主体的に行動する自治の力を高め」の部分は、第2章(市民の役割及び責務)第6条で謳う内容では。 理由 市民が主体的に行動する自治の力を高めることは、特に大切だと思いますが、第1条は目的なので、担い手となる(1)市民、議会及び市の役割と責務を明らかにすること (2) 豊かな自然を引き継ぐこと (3)誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することなどでは。	【案のとおりとします】 これからのまちづくりは、「市民が主体的に行動する自治の力を高める」ことが必要であると考え、目的に盛り込んでいます。
22	「市民が主体的に行動する自治の力を」の分を「市民自治の力を」に校正する。	【案のとおりとします】 この条例では、「市民が主体的に行動する」ことを「自治」として表現しています。
23	この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的で指針的な事項を定めるとともに、⇒(で指針的)を追加。条例はまちづくりのしくみとルールに関わる基本的なことを表しますが、将来のあり様を示している内容でもあり、指針となる意義もある。	【案のとおりとします】 「まちづくりの基本」であることを明確にしています。
24	「誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします」とあります。 しかし、現在の市民生活は格差社会の中で、所得の低い人達は明日をも知れぬ大変厳しい生活を強いられています。憲法で保障された最低限の生活も保障しようとせずに「自己責任論」が横行しています。 この「誰もが笑顔で暮らせる幸せなまち」を実現するのが、税を徴収している自治体の首長の責任ではないでしょうか。その事にふれずに、市民にも知らせることなく「市民が主体的に行動する自治の力」はどうやって市民は身につけていくのでしょうか。	・市(市長、職員)は、言うまでもなく、「誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現する」ことを目指し、第8・9条に則り、職務を行う義務があります。 ・この条例は、市民の自己責任論を述べているものではなく、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。
25	修正案 この条例は、長久手市におけるまちづくりの考え方及び市政運営の基本的な事項を定めます。市民、行政及び議会の役割と責務を明らかにして、自治の力を高め、誰もが幸福を追求できる社会を実現することを目的とします。 ①「まちづくりの担い手となる市民、議会及び市」を「市民、行政及び議会」に改める。 理由 ・条例案の日本語では、「まちづくりの担い手となる」のは「市民」にのみにかかることと解釈される恐れがある。解説書(p10)にも「自治、つまり『自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する』市民の主体的な行動により」と書かれ、基底にある自己責任論が読み取れる。 仮にそのような主旨であるとするれば、地方自治制度の根幹を変えようとする条例である。住民は、税を払い、代表たる首長と議員を選出し、職員を雇用し給与を支払い、地方自治の立法や行政を負託しているという大前提があり、その上で協働が求められる時代になっているという根本の認識を間違えてはならない。 参考:「住民自治」には、住民の直接の意思によって決定し処理するという意味は含まれる。しかし、この条例案では「市民が主体的に行動する自治の力を高め」という表現のように、独特の理解が根底にあるようである。住民自治とは「地方における政治・行政を、国家の機関の手によってではなく、その地方の住民又はその代表者の手によって自主的に処理するものとする」という理解が普通である。	【案のとおりとします】 ・「市民、議会及び市」でひとつの語とみなすため、「まちづくりの担い手」が市民だけにかかることを意図したものではありません。2章において、3者すべてを担い手として役割及び責務を定めています。 ・この条例は、市民の自己責任論を述べているものではなく、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。

26	②「市政運営の基本的な事項」を定めるものであるという目的を第1条に明記する。 理由 ・条例案は、あきらかに市政運営の基本的な事項を定めようとしている。	【案のとおりとします】 市政運営の基本的な事項は、まちづくりの基本的な事項に含まれます。
27	③「笑顔で暮らせる幸せなまち・・・」を「幸福を追求できる社会・・・」に改める 理由 ・前-②(意見番号15)と同じ。	【案のとおりとします】 この条例は、憲法や地方自治法の考え方に則り、市が制定するものであり、表現は憲法と必ずしも同じとは限りません。

第2条【条例の位置付け】

意見番号	意見内容	市の考え方
28	第2条第1項の「市民、議会及び行政は、誠実に遵守する」との表現は「位置づけ」には当たらず、「市民、議会及び行政」の「責務」の表現であり、第5条～第9条の「責務」の条項に内容を盛り込めば足りることから、第1項は削除すべきである。第2条は次の通り修整されたい。 (条例の位置付け) 第2条 この条例は、まちづくりの基本となる考え方であり、市の他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図るものとする。	【案のとおりとします】 第1項は、この条例と他の条例等との関係に関する解釈を定めるものです。重要な規定であるため、総則に置いています。
29	修正案 市民、行政及び議会は、この条例を誠実に遵守します。 ①「この条例は、まちづくりの基本であり、」を削除する。 理由 ・1条との重複規定であり、「この条例は、まちづくりの基本であり、」の一節は、日本語としても違和感がある。以下、添削的な意見は省略する。	【案のとおりとします】 この条例が、本市におけるまちづくりの基本であるという位置付けを明確にするものです。
30	②最高法規性を認める第2条第2項を削除する。 理由 ・この条例案は、「最高法規」という言葉は用いていないが、2項は事実上の最高法規性を認める内容である。ところが、この条例は改正手続きが明記されないため(関連する21条についてはその箇所述べる)、極めて改正しにくい剛性の強い法令となっている。個人の内心に立ち入る言葉が多用された改正しにくい規範とは、法令と言うよりは、ある種の宗教書に近いとさえ言える。 ・さらに、17条の「この条例が示す考え方に基づき」総合計画を策定する旨の条項などからも最高法規性が読み取れる。この条例案は、決して「市民の心構え」(概要説明会での説明)を述べたものではない。	【案のとおりとします】 他の条例、計画等との整合を図る際には、基準が必要であり、それがこの条例であるということを確認するものであり、最高規範性を認める内容ではありません。
31	③(予備的主張)第2条第2項が削除されない場合には、「整合を図らなければ」ならない他の条例等を限定列挙してほしい。 理由 ・これまで述べたようにこの条例案は、解釈を確定しにくく、混乱を招く恐れがあるあいまいな内容である。したがって、どの条例等と整合性が取れていないのか、あらかじめ具体的に明らかにしておかなければ、恣意的に整合性が解釈され改廃等されたり、解釈が対立したりするなどの混乱が起きる恐れがある(具体例を3条、7条などの箇所述べるが、議会基この条例との深刻な齟齬がある。)	【案のとおりとします】 現在のところ、既存条例等とこの条例が深刻な齟齬をきたしていることはありません。条例、計画等の策定にあたっては、この条例と齟齬をきたさないよう、市は、条例の趣旨を十分に理解し、取り組んでいく必要があります。
32	文意は最高規範性である。その旨明文化を。	他の条例、計画等との整合を図る際には、基準が必要であり、それがこの条例であるということを確認するものであり、最高規範性を認める内容ではありません。
33	この条例は、まちづくりの基本と指針であり、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。 ⇒上記の考えにより、追加。 ⇒(するものとする。)では努力目標が曖昧のため、義務的な表現(しなければなりません。)にした。	【案のとおりとします】 この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めるものであり、罰則は定めていません。そのため、「遵守しなければなりません」という非常に強い義務的な表現はなじみにくいと考えます。
34	この条例は、まちづくりの基本、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守するものとする。 2項で、市は、他の条例、規則、計画等の制定は、改廃にあたっては、整合を図らなければなりません。とありますが、まちづくりは、毎年度の予算編成が伴わなければなりません、市民生活を大事にする予算編成などについては言及がどこにもありません。	・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。 ・予算は、地方自治法に基づき、市長が議会に提出し、議会がそれを議決することで決定します。 市民に、予算について知ってもらうことは大切であると考え、概要を広報、ホームページでお知らせしています。

第3条【用語の定義】

意見番号	意見内容	市の考え方
35	<p>長久手市は日本一福祉のまちを目指しています。条例もそれに合ったものでなくてはなりません。「まち」というのは、そこで暮らしている市民のいれものです。だからこそ「まち」に暮らす人たちのこと考えながら何が必要なのかを考えて、企画しなければなりません。(基本です)</p> <p>「まち」づくりとは、決して大きな建物や道路、公園、会館をつくったり、よくしたりするのが「まち」づくりではないと思います。お金は、「ヒト」づくりにむける必要があります。ではどのように「ヒト」づくりをするのか。福祉の基本的な考え方として、「ひとりひとりを大切に」一人一人を大切にすることによってみんなが大切にされる。でもそのためには、一人一人が責任をもった行動がとれなければいけません。だから、決して人まかせでできるものではありません。</p> <p>現在、地域の世話役をひきうける人、たとえば民生委員や町内会の役員またPTAの役員をひきうける人が少なくなってきました。これでは、市民がばらばらになり、自分のことしか考えない市民が増えています。自分の生活を優先するのはしかたないことかもしれませんが、それでは、みんなが笑顔で暮らす「まち」にはなりません。</p> <p>だから、市民ひとりひとりが「まち」に関して一つの役割をになって、「まち」づくりに参加しなければなりません。学級活動でひとりひとりで役割をつくらせて、活動した経験はだれもがあるはず。ひとりひとりが役割をもって活動にあたることにより「学級＝クラス」作りができるのです。これも市も同じです。</p> <p>自分のことだけでなく、周りのことも考えられるようにするには、やはり、市民一人一人の意識を高めることです。そして、人権意識を持つことです。そのためには人権とは何か。自分の人権を守るためには相手の人権を尊重することが大切です。そこで、第1章総則の第3条(3)の委員会の中に、人権委員会をぜひ入れていただきたいと提案します。この人権委員会では、市民の人権を守るとともに市民に人権を普及させることがいいと思います。</p> <p>福祉のまちである以上、市が独自に人権宣言をすることを考えてほしいと思います。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・本市には法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5名おり、人権相談事業や人権に関する啓発活動を行っているほか、広域で行われる人権擁護委員会に参加しています。</p> <p>・第3号の「市」の定義に含まれる機関は、地方自治法に定められる執行機関、委員会及び委員としており、人権擁護委員はこれに含まれません。なお、市の人権宣言については、ご意見として承ります。</p> <p>・ご意見のとおり、「みんなが大切にされる。そのためには、一人一人が責任を持った行動」、そして「市民ひとりひとりが「まち」に関して一つの役割を担って」いくことが、市民主体のまちづくりの実現につながると考え、この条例によってその理念を広めていきたいと考えます。</p>
36	<p>市 市長の後ろに市の職員を追記する。</p> <p>第9条では3項にわたって職員に対して謳ってあるにもかかわらず、用語の定義に市の職員が入っていないのはなぜなのか？理解に苦しみます。第9条にあるように、本条例の具体的な実行段階で職員の力にかかるところ大である。その市の職員が用語の定義に入っていないのは職員の皆さんに失礼では？職員もほかのメンバーと同列で、同じ夢と覚悟を持って決意してもらわねばと思います。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>市の定義にある「市長」とは、執行機関の統括代表者としての市長を指すことから、市長を補助する「補助機関」である職員も含まれています。</p> <p>市民主体のまちづくりに向けて、職員が果たす役割は大きく、市民及び議会と協働してまちづくりを進めます。</p>
37	<p>第8条第2項に「総合計画」が出てくるが、これまでの「長久手市総合計画」と読めたり、第17条に記載する「総合計画」と読めたり、中身が不明な位置づけのない「総合計画」と読める。どの総合計画なのか明確にすべきである。</p> <p>このため、第3条の定義に「総合計画」とはどういうものか記述すべきであり、第3条に次のように追加されたい。</p> <p>第3条 (7) 総合計画 この条例の目的を達成するため策定する、長期的な展望に立った基本構想及び基本計画を内容とするまちづくりの総合的な計画</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>ご意見を踏まえ、総合計画について、第3条の用語の定義に次のとおり追加します。</p> <p>(7) 総合計画 目指す将来像を定める基本構想及びその実現のための基本計画を内容とする総合的な計画をいいます。</p>
38	<p>市民は市に居住する個人すなわち住民 であり(自治法10条)、通勤・通学してくる他の自治体の住民や市内で活動する企業・団体とは区別してほしい。長久手町の時代に町民にこれらを含むことはなかったはず。</p>	<p>【案のとおりとします】</p>
39	<p>住む者等有るが、住民票、長久手市でなくていいか。寄留法人でも？</p>	<p>・本市では、急激な人口増加に伴い価値観やニーズが多様化しており、持続可能な住みよい長久手市をつくるには、住民だけではなく、日頃から本市に関わる多くの個人、団体等の力も必要であると考えます。また、現状でも、市内に通勤、通学する方もまちづくりに取り組んでいらっしゃいます。よって、この条例では市民の定義を広い範囲で定めています。</p>
40	<p>若しくは活動を行う者(法人その他の団体を含みます)</p> <p>このような紛わしい表現がなぜ必要なのか。「長久手市みんなでつくるまち条例」には全く必要が無いと思われます。</p>	<p>・長久手町の時代から、住民だけではなく、日頃から本市に関わる多くの個人、団体等の方とともに、まちづくりに取り組んできました。</p>
41	<p>「市 市長、教育委員会、選挙管理委員会等」と定義されているが、第8条に「市長の役割及び責務」のみが規定されている。教育委員会等には役割や責務はないのか。また、第8条は「市の役割及び責務」が適切ではないか。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>市長は、地方公共団体の長であり、まちづくりを進めるいわばリーダーであるため、別に定めています。教育長等に役割及び責務がないということではありません。</p>

42	<p>「まちづくり」の言葉はあいまいで広範囲であり 市政全般が本条例によってしばられる。都市計画・建設・施設管理等に範囲を限定したい。地域自治区・地域協議会や住民投票制度を突然住民に提起すべきではない。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・この条例では「まちづくり」の定義を広い範囲で定めています。都市計画等のハード面はもちろんのこと、地域での話し合いや、市の計画づくりといったソフト面も含まれます。</p> <p>・この条例は、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。まちづくり組織、住民投票制度は、市民主体のまちづくりの基本的な仕組みとして定めています。</p>
43	<p>用語の定義として、以下を入れたい。 (7)協働 市民、議会、市が、それぞれの特性や役割を尊重した上で、共有の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携もしくは補完し、協力し合うことをいいます。 (8)参加 政策の計画、実施、評価の各プロセスにおいて、市民またはまちづくりの担い手が意見、提案を行うことにより意思表示をすることをいいます。 (9)自治 自分たちが暮らし、働くまちは、自分たちの手で創り、守ることを言います。 追加の理由：第4条の基本原則をはじめ、条文全体をよく理解するために、上記のキーワードは、共通認識が欠かせないと思います。また、他自治体の自治条例も参考にすると、掲載すべき定義と考えます。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <p>・「協働」は、本市のまちづくりにおける重要なキーワードであるため、基本原則に位置付けています。</p> <p>・市民のまちづくりへの参加は、市政への参加だけでなく、市民による地域活動、市民活動等への参加も含んでいます。よって、第4条の基本原則の「市民参加」についての解説を充実します。</p> <p>・この条例では、「自治」と「まちづくり」をほぼ同義語と捉えており、みんなでまち(=自治)をつくっていくための基本事項を定めています。よって、「まちづくり」について定義しています。</p>
44	<p>⑤「協働」は重要なキーワードだと考えるが、解説書(各戸配付版p8)では重要なキーワードとされていない。条例案の文中には協働という言葉が何度も登場し、他の自治体でも重視されているキーワードであるが、何故外したのか。 理由 ・この条例案の特徴のひとつは、協働に替えて「市民の主体的な行動」「自ら」などの言葉を重視しているところにある。私見では、協働とは端的には役割分担論であり、行政には行政が果たすべき役割と責任があるという大前提がある。協働とは市民が自助共助で問題解決することだという主張は、一部の論者の理解である。この条例案では「主体的」などの言葉に隠れて、協働を自己責任論で塗り変えようとしている。つまり、情緒的な言葉に隠れて、行政の役割と責任を極小まで縮めようとしている。自己責任論が基底としてあるのかを確認するため質問する。</p>	<p>・「協働」は、本市のまちづくりにおける重要なキーワードであるため、基本原則に位置付けています。</p> <p>・この条例は、市民の自己責任論を述べているものではなく、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。</p>
45	<p>修正案 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 市民 略。 (2) まちづくり 市民の生活にかかわり公共性が認められる活動や事業をいいます。 (3) 地域活動団体 略。 (4) 市民活動団体 略。 (5) 協働 多様な主体が共に考え協力して活動することをいいます。 ①(2)、(3)号を削除し、(3)、(4)号を繰り上げる。 理由 ・「市」を「行政」「市長」と適切に使い分ければ、「市」を定義する必要はない。 また、「議会」についても議会基本条例が存在し、また、7条もあるので定義する必要はない。 ・特に(2)号は、議会を単に「議決機関」とのみ規定しているが、これは近年全国で進められてきた地方議会改革の努力を無視するものであり、また、この改革の成果である「長久手市議会基本条例」とも齟齬を生じている。 参考：第28次地方制度調査会答申「地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。」(下線筆者) ・憲法では地方議会は「議事機関」(§93)とされ、近年ではこの「議事」とは単なる「議決」とは考えられていない。憲法を受け自治法上でも、「議決」の権限(§96)だけでなく、検査権、監査請求権、意見書の提出権、調査権、選任同意権など多くの権限が、与えられている。今日では「議決機関」とのみ定義することは不正確であり、議会を軽んじる主張(たとえば首長の権限の範囲を極端に広く解釈する主張、またこの条例案21条など)の出発点となっている。 ・自治法の規定を一層充実させるため、近年議会自身の手によって、地方議会改革が進められてきた。二元代表制の機関としての存在意義を高める努力が重ねられ、政策形成機能や監視機能などの充実や、情報公開などが進められてきた。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・まちづくりの担い手である「市民」「議会」及び「市」3者の定義が必要であると見え、それぞれ定義しています。</p> <p>・第2号の議会の定義について、議会の議決権は、議会の権限の中で最も基本的であり、本質的なものです。議決によって、地方公共団体としての意思が決定します。そのことから、「議決機関」として定めています。</p> <p>・第3号の「市」について、地方自治法に基づく執行機関、委員会及び委員を示すことを明確にするために必要であると見えます。</p>

	<p>・長久手市議会基本条例にも、こうした改革の努力が反映している。同条例前文では「憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす」「意思決定機関」「代表機関」として、「持てる権能を駆使し、議員間の自由闊(かっ)達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることが第一の使命である」とし、その責務を幅広く積極的にとらえている。『長久手市議会基本条例(解説)』では、具体的に「議案の議決、政策提案、監視、不信任決議」が例示されている。</p> <p>・議会を単なる「議決機関」と定義することは、長久手市議会基本条例の規定と明らかに齟齬をきたしている。基本条例間に用語と定義の齟齬があってはならない。</p> <p>・他の自治体にも「議決機関」とする記述は若干みられる。しかし、単純に議決機関と定義するものはあまりない。たとえば二セコ町は、「町民の代表から構成される町民の意思決定機関」とであると書き、続いて「議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する」と追加する記述である。また、江南市は「法の規定に基づく議決機関として、第4条に規定する市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします」と定め、単純に議決機関と記述しているのではない。岩倉市も「市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません」としている。なお、小牧市のみ、用語の定義の項でシンプルに「議決機関」としている。</p> <p>つまり、この条例案は、他の自治体と比較しても、議会改革の歴史を踏まえない特異な規定となっている。</p>	
46	<p>②(4)号の「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公益的な活動」を「市民の生活にかかわり公共性が認められる活動や事業」と改める。</p> <p>理由 (4)号の定義は、「公益的」なあらゆる活動や事業を指すのではなく、「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う」目的を持ち、かつ「公益的な活動」とであるという二重の厳しい条件を課すものである。日本語として、法令として、「公益的な活動」の定義を、修飾句を付けることによって厳しく限定し、解釈しにくくしていることを理解してほしい。この定義では、「笑顔で暮らせる」という情緒的表現もあるので、解釈によってはごく限られた活動しか「まちづくり」と認められなくなってしまう。「笑顔で暮らせる」という意味は、個人の内心に踏み込むので定義しにくく、無理に定義すれば別の問題を起こしてしまう。</p> <p>・「公益」の対義語は「私益」であるが、3-③(意見番号47)で質問するが、市民が協働するまちづくりにおいて公益の意味を定義することはかなり困難である。市民の行動や行われる事業の大半は、私益のために行われるからである。もともとは私益のために行われる市民の行動・事業が、おのずから公共性を帯びてくるように成長する仕組みが重要である。市民と行政が協働するという意味を理解してほしい。決して私益を捨てるという意味ではなく、公共性を育てるという意味である。</p> <p>・ここは憲法でも用いられる、幅広い意味を持つ「公共」(§ 12など、公共の福祉)という用語をもちいる方が適切である。</p> <p>・「まちづくり」という言葉の意味は、論者によって異なり、歴史的にも変化している。しかし、もともとは都市計画や建築計画などのハードな事業と市民生活がかかわる接点で(対抗的自主的な運動のなかで)用いられた用語であり、一般的な理解である。ソフト面を強調したいという条例案の意図は分かるが、極めて限定的な定義で、一般的な用語例と離れすぎている。</p> <p>・「まちづくり」の意味は幅広くないので、この条例では、市民の生活にかかわり公共性が認められる活動や事業を幅広く含める意味にしてはどうか。</p>	<p>【案及び解説を修正します】</p> <p>・ご意見を受けて、憲法でも用いられる用語「公共」を使用することとし、案及び解説の「公益的な」を、「公共的な」と修正します。</p> <p>・「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するための活動」の範囲は、非常に広く捉えられると考えます。</p> <p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。この条例によって、個別具体的な事項について判断するものではありません。</p> <p>・市と団体等との協働や支援の場面で、個別制度に基づき判断、検討していくことになると考えられます。</p>
47	<p>③(予備的主張)「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う」と認められず、又は「公益的な活動」と認められない活動とはどのようなものか。該当事例を詳しく示してほしい。たとえば以下の事例ではどうか。条例の運用上まちづくりと認められない心配があるので、3-②(意見番号46)の意見が認められない場合は、答えてほしい。</p> <p>A 私益性と公益性と両面が含まれる活動は、該当するのいかないのか。たとえば実費での物販をともなう公益性を有する(又は公共の福祉に反しない)活動・事業は、該当するのいかないのか。また、会員が限定された(自由な参加を認めない)サークル活動は、該当するのいかないのか。また、講師に給与・謝礼を支払う学習塾やサークル活動は該当するのいかないのか。</p> <p>B 大半の宗教活動は「笑顔で暮らせる幸せ」を実現するために行われているが、該当するのいかないのか。ちなみに宗教法人は法的には公益法人である。</p> <p>C 公職選挙における立候補予定者はほぼ全員、普段から「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために」熱心に活動しているが、該当するのいかないのか。なお、選挙期間中の選挙活動を指しているのではない。</p> <p>D 政治的課題やテーマを取り上げる学習活動や文化活動は、「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う」と認められるのかどうか。たとえば「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」というあの俳句に公益性は認められるかどうか。</p> <p>E 仮に憲法改正のための国民投票が発議された場合に、賛成/反対する活動(公職選挙法は適用されない)は、該当するのいかないのか。</p> <p>F 勤労者の団結にかかわる活動など、憲法の認める基本的人権から発する活動(人権と人権とが衝突している活動を除く)は、該当するのいかないのか。</p>	

	<p>G 公益法人ではない法人又は個人が、公益性がある(又は公共の福祉に反しない)と主張して行う活動・事業は、該当するのかもしれないのか。</p> <p>H 公益法人ではない法人又は個人が、目的を明らかにせず行う活動・事業は、該当するのかもしれないのか。</p> <p>I 公益法人が行うけれども、私益性が含まれると客観的には認められる活動は、該当するのかもしれないのか。</p> <p>J この条例が施行されたとして、この条例の改正を目指す活動は、該当するのかもしれないのか。</p> <p>K 半分冗談であるが、しかめ面をして世を憂える活動は対象外かどうか。個人的な悲しさや苦しさを嘆く(これは私益である)言動は対象外かどうか。要は、条例案は内心に踏み込む表現であるので、このようなまぜっかえしが出来ることを理解してほしい。</p>	
48	<p>④(予備的主張)3-②③(意見番号46・47)で述べたような定義のしにくさ、解釈のしにくさがあるので、運用が懸念される。「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公益的な活動」を行う団体・個人であるかどうか、ある団体・個人の公共施設の利用目的が「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公益的な活動」であるかどうかの審査を行うのか、行わないのか答えてほしい。「* * 小屋」の規約・運用の実態もあるので懸念する。なお、仮に「今後検討する」という旨の回答であるならば、「今後審査を行う可能性を含む」という意味になるので、申し添える。</p>	
49	<p>「公益的な」→ 何を指すのか？言葉の定義が必要です。</p>	
50	<p>⑤(5)号として「協働 多様な主体が共に考え協力して活動すること」を加える。 理由 「協働」をこの条例案の重要なキーワードとするために定義する。上記のような協働の特異な理解を改める意味もある。なお、協働の定義は論者によって違うので、このように簡潔に記述する。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>「協働」は、本市のまちづくりにおける重要なキーワードであるため、基本原則に位置付けています。</p>
51	<p>⑥(1)号の市民の定義は適切である。この条例案では、公共性という価値観を持つ人々(団体)が、社会や地域の課題に主体的に取り組むことが強く期待されている。(強すぎるあまり歪んでいることを指摘しているが...)このような人々を、住民登録されているかどうかだけで区別する「住民」と定義することは、適切ではない。今日の社会では自治体の課題に関わる人々は、住民の範囲に納まらない。住民だけで解決できる課題は無いのではないかと、積極的に「よそ者」と連携することで成功している地域は、数えきれない。特に長久手市は、人々の流動・交流が激しいので、住民登録にかかわらず幅広い人々の協働が求められる。これまで長久手市の行政文書では、「市民」「町民」「住民」の用語が必ずしも適切に区別されていなかったが、この条例案によって明確になる。</p> <p>・なお、ごく一部で外国人云々が主張されるが、外国人も住民基本台帳に登録される「住民」(2012～)となり、疑義はなくなった。多様性を尊重するこの条例案とは異質な主張である。</p> <p>この主張は、選挙権が「国民固有の権利」(憲法15条)であり、国民以外には権利を与えていないことなど、国政への参政権が制限されていることを根拠としている。地方自治は国の統治を地域的に分割するものだから、住民以外の参加は認められないと、国政の論理を敷衍している。</p> <p>国民国家が国民以外の参政権を制限する理由は、国家間の利害が対立する(時には戦争が起きる)からである。しかし、地方自治体間の関係は、この条例案のように連携し協力する関係を基本としている。国家間の関係と地方自治体間の関係を同一に論じることは誤りである。憲法が地方自治体の選挙権を「住民」のみに与える(93条)のは、平たく言えば「一人一票」制だからである。地方自治は、国から統治を地域的に分割して与えられるのではなく、「地方自治の本旨」(92条)に基づく。住民が自らの判断において、住民以外の人々と協働して地域の諸課題に取り組む条例を制定することに、何も問題はない。</p>	<p>本市では、急激な人口増加に伴い価値観やニーズが多様化しており、持続可能な住みよい長久手市をつくるには、住民だけではなく、日頃から本市に関わる多くの個人、団体等の力も必要であると考えます。また、現状でも、市内に通勤、通学する方も、まちづくりに取り組んでいらしゃいます。よって、この条例では市民の定義を広い範囲で定めています。</p>
52	<p>(2)議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための議決機関及び議員をいいます。 ⇒議会及び議員 議会条例では議員の役割と責務を明記しており、まちづくりの当事者として議員も明記した。</p> <p>(3)市 市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び各機関の職員をいいます。 ⇒第9条に職員の役割と責務という条文もあり、まちづくりの当事者として職員も明記する。副市長を追記した。(行政運営において市長を補佐し、実務遂行に重要な要の役割を担う)</p> <p>(5)地域活動団体 地域のつながりを基に地域の課題に取り組む団体をいいます。 ⇒「まちづくり」という大きな括りで表現するより具体的な表現にした。</p> <p>(6)市民活動団体 特定分野に対する市民の関心又は問題意識を基に活動する団体をいいます。 ⇒「まちづくり」を目的に掲げていない団体もあり、別の表現にした。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>(2) 議会は、「市議会議員で構成され」ることを明確にしています。</p> <p>(3) 市の定義には、補助期間である職員も含まれ、言うまでもなく、副市長も含まれています。</p> <p>(5)(6) 「まちづくり」は、第4号の定義にあるよう広範囲で定義しており、地域活動団体及び市民活動団体双方に適当な用語と考えます。</p>

第4条【まちづくりの基本原則】

意見番号	意見内容	市の考え方
53	<p>情報の共有の原則 <18条の3とも被りますが></p> <p>「それぞれが持つ情報をお互いに共有し」とありますが、今現在、自治会長をさせて頂きながら感じる事は、防災やまちづくり協議会で全く情報共有されていないという事です。個人情報に過度に順守する余りに二度手間三度手間と非効率極まる人的時間的ロス、市政のロスでもありませう。是非とも「あらゆる資源の活用」に取り組んで頂きたい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>個人情報の有用性に配慮しつつ、基本原則のひとつである「情報共有」を一層進めるよう努めます。</p>
54	<p>原則の優先度に応じて記述順を変え、重要なキーワードの追記、訂正をした。</p> <p>(1)市民主体の原則 市民、議会及び市は、市民の主体的な参加により、まちづくりを進めます。</p> <p>(2)協働の原則 市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。</p> <p>(3)情報公開と共有の原則 議会及び市は、積極的に情報公開に努め、市民、議会及び市は、それぞれが持つ情報を互いに共有し、活用します。 ⇒(公開と)を追記。市民を削除。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を知ることが、参加や協働の前提になることから、案の順としています。 ・基本原則は、市民、議会及び市3者の原則とします。情報公開に関することは、第18条に定めています。 ・第2号については、「市民が参加する」ことを明確にするため、「市民参加」の原則とします。
55	<p>情報共有とあるが、①どのような公開内容か ②どこにあり、どの方法で見られるか。</p>	<p>第4条の基本原則に基づき共有される情報は、市民、議会、市がそれぞれ持つあらゆる情報を指しています。市に限って言えば、文書化された情報のみならず、職員が持つ様々な情報も含んだ広い範囲の情報です。市は、膨大な情報から、市民に特に知ってもらう必要があると判断したものについて、広報や市ホームページ、市役所情報コーナーで公表しています。</p> <p>一方、第18条1項に定める、情報公開条例に基づき公開する情報は、市、議会の公文書であり、請求に対し公開するものです。</p>
56	<p>それぞれに規定が書いてあるが、市民、議会が共有するとしても、情報を持つのは市であり、常勤職員と非常勤議員との間でも大きな差があり、共有にはならない。したがって、議会、市民が求めているのは、「行政の意志決定経過が全て文書化」されて保存され、議会、市民の公開要求に応えられるように態勢を整えることです。</p>	<p>今後も、意思決定過程の文書化及び適正な保存に努めていきます。</p>
57	<p>修正案 略 注-「市」は修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)号の情報共有される「情報」とは、「長久手町情報公開条例」でいう「情報」と同義であるか、違うか。違うとすればどこが違うか。 ・同義であるとするれば、情報公開の手続きに依らずに共有を請求された情報、また従来は公文書に該当しないとされた情報(たとえば保存期間を過ぎた情報、実施機関が出資する団体に関する情報)などは、この情報共有の原則によって提供される可能性はあるのか無いのか。つまり、情報公開条例の手続きを経て公開される「情報」の範疇を越えて、情報共有される可能性はあるのか無いのか。 ・上記の可能性がないとすれば、わざわざ「情報共有の原則」を規定する意義は何か。なお、第18条の解説書(p24)では、同義ではないと読み取れる。基本原則を定めた第4条の解説書で明確に解説した方が良いのではないか。 ・なお、修正案では16条で明記する。(意見番号152・153参照) 	<p>【解説を修正・充実します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の基本原則に基づき共有される情報は、市民、議会、市がそれぞれ持つあらゆる情報を指しています。市に限って言えば、文書化された情報のみならず、職員が持つ様々な情報も含んだ広い範囲の情報です。市は、膨大な情報から、市民に特に知ってもらう必要があると判断したものについて、広報や市ホームページ、市役所情報コーナーで公表しています。 一方、第18条1項に定める、情報公開条例に基づき公開する情報は、市、議会の公文書であり、請求に対し公開するものです。 ・前述のことにに関して、ご理解いただけるよう第4条及び関連する第18条の解説を修正・充実します。

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第5条【市民の権利】

意見番号	意見内容	市の考え方
58	<p>「～することができます」は「権利」という表現としては適切ではなく「誰かに与えられてできる」という意味の表現に近い。たたき台の解説に記載された表現の方が「権利」の表現としては適切。第5条は次の通り修整されたい。 (市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。 2 市民は、まちづくりに参加する権利があります。 3 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら暮らす権利があります。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>権利は、行使することができる、行使しないこともできるものであることから、より市民のみなさんにわかりやすい表現として「～できます」としています。</p>
59	<p>5条3は不要(削除)</p>	<p>【案のとおりとします】</p>
61	<p>市民は、まちづくりの成果を享受することができます。 ⇒(による住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らすことができます。)という憲法理念の表現よりまちづくりに積極的に参加できなくとも受け入れるという内容にした。</p>	<p>市民の権利は、(まちづくりに関する情報)を知って、(まちづくりに)参加し、享受する、という意図で、「享受する」ことを、第3項で具体的に表現しています。</p>
60	<p>「市民は、まちづくりに……」を「市民は、市政の主権者としてまちづくりに……」校正。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>この条例では、市民がまちづくりの「主体」であるとしています。</p>
62	<p>修正案 市民は、市政に関する情報を知ることができます。 2 市民は、市政に参加することができます。市民は、まちづくりに参加しないことを理由に不利益を受けません。 3 市民は、豊かな社会と自然の環境に囲まれて、幸福を追求することができます。 4 市長は、前3項の権利の行使に関して別に定めることができます。</p> <p>①第5条第1項、第2項の「まちづくり」を「市政」に改める。 理由 ・上記3-③④⑤(意見番号47・48・50)で述べたように、この条例案では「まちづくり」の定義は極めて限定されたものとなっている。その限定された「まちづくり」に関して認められる市民の権利もまた限定的なものでしかない。これでは解釈上、権利を認めるのではなく、制限する条文になりかねない。 ・まちづくりの定義が狭いために1項は、人権として広く認められるようになった「知る権利」、さらに「長久手町情報公開条例」で認められた権利(「まちづくり」に限定されていない)でさえ制限できることになる。 ・ちなみに、長久手市のホームページから、重要な情報が幾つか消されている。(批判されたのか復活したのものもある)都合が悪い情報は消しているのではと疑いたくなる。情報は文書保存期間(多くは5年10年)に関わらず、デジタルアーカイブ化すべきである。1項で情報を知ることができるとうたって、実態とは乖離している。 ・「まちづくり」の意味が限定されているので、2項は、法令上、事実上広く認められるようになってきた、市政全般に対する市民参加の権利や機会を制限する条文となってしまう。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するための活動」の範囲は、非常に広く捉えられると考えます。よって、まちづくりにおける市民の権利や参加機会を制限することはありません。</p>
63	<p>②第5条第2項に「まちづくりに参加しないことを理由に不利益を受けない」旨を明記する。 理由 ・まちづくりへの参加は、個人の自由意思に基づき、身体的状況、生活状況、社会的状況、その他状況の違いに応じて行使されるべき権利であり、義務ではないと言う原則を確認する。 ・骨子案(p14)では市民の活動は強制ではなく、当然のことであるので、あえて条例に入れ込む必要はないと書かれているが、前⑥(意見番号18)で述べたように、参加しなければ自由権にさえ影響するかのごとく解説されている。恐怖心さえ感じるので、明記してほしい。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>ご意見のとおり、まちづくりへの参加は、義務ではなく、自発的な意思に基づくものであると考えます。しかし、まちづくりに参加しないことを理由とした不利益があることを前提とする規定を盛り込むことはふさわしくないと考え、解説にて補足しています。</p>
64	<p>③第5条第3項の「市民は、まちづくりの成果による……」を「市民は、豊かな社会と自然の環境に囲まれて、幸福を追求することができます」に改める。 理由 ・3項は、「まちづくりの成果」によらなければ幸福の追求はできないかのようにも解釈できる。すべて国民は幸福追求権を有し、国政の上で最大の尊重を必要とする(憲法§13)。この権利には「公共の福祉に反しない」という条件以外、制限を付けてはならない(憲法§13)。条例案では幸福追求権を制限しようとする解釈がなりたつ。憲法に準じた表現に改めるべきである。 ・しかも、第3章でこのまちづくりに市民主体で取り組む努力義務を課しているため、平たく言えば、幸せになりたいければ自分達で努力しろという、自己責任論の解釈が成り立つ。 ・3項は、他の自治体にも例の乏しい特異な規定である。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・憲法にある「幸福を追求する」権利は、第5条3項「住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らす」権利に表現されているものと考えます。 ・この条例は、憲法や地方自治法の考え方に則り、市が制定するものでありますが、必ずしも、憲法に準じた表現にしなければならないものではないと考えます。</p>

65	④第5条第4項として、「市長は、前3項の権利の行使に関して別に定めることができる」を加える。 理由 ・一般的な幅広い権利の規定とならざるを得ないので、その権利の行使手続きについては別の定めが必要である。 ・今後の手続き規定を整えなければ、ただの訓示規定になってしまうおそれがある。	【案のとおりとします】 誰もがまちづくりの成果を享受できるということを確認するための規定であり、行使について、具体的な手続等が発生するものではありません。
66	憲法に保障された国民の権利が、長久手市の行政の中でどう実行されているのかを検証できて、不十分だと分かたら市政に改善を要求出来る。 現在、国政による社会保障制度の後退が、市民生活にどれだけの負担増をもたらしているのか。義務教育は無償とする憲法との乖離などを知ることができる。そして、改善を求めることが出来る。	この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。

第6条 【市民の役割及び責務】

意見番号	意見内容	市の考え方
67	「市民は、～まちづくりに取り組みます」では、「何時取り組むのか」、「取り組まねばならないのか」が不明確であり、また、「市民は、～他者の価値観を認めます」では、役割と責務を明確に記述すべき。第6条は次のとおり修整されたい。 (市民の役割と責務) 第6条 市民は、まちづくりに取り組むときは、市全体や次世代のことも考え、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認める責任を有します。	【案のとおりとします】 市民が役割及び責務を果たすにあたっては、言うまでもなく議会及び市が職務として果たすべき役割及び責務は非常に大きいことから、議会及び市の役割及び責務に関して、「～ねばならない」としています。
68	「言動に責任を持つ」「多様な価値観を認める」という表現だけでは、市民の役割及び責務の表現が抽象的で単なるスローガンのようにあり、30～50年先まで住む人が幸せを感じられるまちにする為に、市民に「よ～し、自分達で主体的に役割・責務を果たしていくゾ！！」というイメージや意識を持たせにくいと思われる。「(第5条3の権利を享受する為にも)まち作りの話し合いへの参加を通して取り組み課題を決め、自ら役割を見出してまち作りの責務を果たしていく」というような、ストレートで具体的な表現の方が、市民にはとっては、より自らの役割及び責務をイメージしやすいと思われる。 又、このような表現とする事で、市民が嫌がる事も考えられるが、皆が幸せに感じられる末永く続くまち作りは、いままでのように、個々の市民が、自分の利益や目のことだけに捕らわれる認識のままでは不可能であり、市民の認識の転換こそ重要なカギである事を、市民に理解してもらうように行政側から働き掛ける事で対応していく事が望ましい。	【案のとおりとします】 ご意見のとおり、この条例によって、まちづくりの担い手として、市民が「自分達で主体的に役割・責務を果たしていく」という意識をもってもらうことが大切であり、持続可能なまちづくりのためにも不可欠です。 この条例の目的にある目指すまちの実現に向けて、各主体がまちづくりに取り組めるよう条例の趣旨、理念を広めていきます。
69	市民は、長久手市全体や将来について、自分ごととして考え、まちづくりに取り組みます。 ⇒(次世代のことを考え、自らの発言及び行動に責任を持ち、)では個人的な次元の趣旨が強く、次世代のことだけではなく、より広く将来像という意味合いにした。責任という言葉は、条文の標題の責務と重複するし、自発性を尊重する意味合いにした。	【案のとおりとします】 ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。
70	この規定は、行政に対して自らの要望、意見を自由に発言し反映させることが出来なければいけません。 しかし、この規定は、少数意見であればあるほど、「身の程も知らずに」「自分の立場を考えて言いなさい」と、市民に対して自粛を強制することになりかねない。少数意見を大事にする規定がある。	・第10条1項にて、「市は、…得られた意見等を市政に反映するよう努め」ることを定めています。 ・「少数意見を大事にする」ことは、第2項の「他者の多様な価値観を認める」ことに含まれると考えます。
71	市民は、まちづくりにおいて、他者の多様性や多様な価値観を尊重し、市と協働してまちづくりに取り組みます。 ⇒(自分と違う意見を持つ他者の多様な価値観を認めます。)では個人的な次元の趣旨が強く、より広い意味の言葉にした。市民が主体性を発揮するためには市との協働が必要との考え。	【案のとおりとします】 ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。
72	2項の「他者の多様な価値観を認めます。」は当然ですが、これは、首長こそが持たなければならぬものと考えます。	市長及び市職員も「市民」であるため、市民の役割等を担います。

73	<p>修正案 第6条 市民は、地域や社会のことを考え、自らの行動に責任をもちます。 2 市民は、行政及び議会と共に、内心、個性、文化、民族その他の多様性をお互いに尊重するとともに、多様性を豊かにする社会をつくります。</p> <p>①第6条第1項「市民は、長久手市全体や…」を、「市民は、地域社会のことを考え、自らの行動に責任をもちます」に改める。「まちづくりに取り組みます」は削除。</p> <p>理由 ・条例案は「長久手市」と空間的範囲を限定する表現なので、他の空間的領域はどうするのかという解釈上の疑義を生じる。たとえば近隣自治体との連携はどう考えるのか、「岩作全体」のことはどうか、小学校区に作られるまちづくり組織はどこまで長久手市全体のことを考える責任があるのかなどの疑義である。 ・また、空間的に限定するので、「次世代のこと」という時間的領域についての言及が必要になってしまう。「地域や社会」とすれば、空間的・時間的な全体を表現でき、簡潔な表現になる。 ・「発言」に責任を持つという条文は、表現の自由(憲法第21条)を制限するものと解釈される危険がある。他の自治体でも類似の規定はわずかに見られるが、ヘイトスピーチでもない限り、言うだけなら自由(責任を問われるのは内心ではなく行動だけ)とするべきである。たしかに現場では無責任とも思える発言は見受けられるが、2項の規定で十分である。 ・この条例案の日本語では、「まちづくりに取り組みます」の前にある句は、「まちづくりに取り組みます」を修飾する句と解釈される可能性がある。前記のように「まちづくり」の解釈が安定しないので、修飾句の解釈も安定しない。たとえば「笑顔で暮らせるようなまちづくりのための発言でない発言は無責任である」という解釈が成り立ってしまうおそれがある。「まちづくりに取り組みます」を削除することによって、解釈が安定する。</p>	<p>【案を修正及び解説を修正・充実します】</p> <p>・ご意見を踏まえ、「長久手市全体」を「地域社会」と修正しました。</p> <p>・「笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するための活動」の範囲は、非常に広く捉えられると考えます。よって、まちづくりに関する市民の権利や参加機会を制限することはありません。</p>
74	<p>②第6条第2項「市民は、まちづくりにおいて、自分と違う…」を、「市民は、行政及び議会と共に、内心、個性、文化、民族その他の多様性をお互いに尊重するとともに、多様性を豊かにする社会をつくります」に改める。</p> <p>理由 ・条例案が言いたいことの主旨は同意するが、表現は適切か。市民参加の文脈では、市民の「意見」という言葉は、行政や議会に市民の意見(政策上の主張)を反映させるという用いられ方をします。本案のように「市民の役割及び責務」という文脈で、自分と違う意見を持つことを認めよと用いられることは珍しい。 ・多様性を認める「責務」を、「意見」と「価値観」に限定していることも、それ自体は間違いではないが、今日多様性を広く認めるよう努力されている(たとえばLGBTなど多様な個性や、多文化の共生)なかでは、あまりにも狭いのではないか。 ・多様性を広く認めるために、「内心、個性、文化、民族その他多様性」と例示する。 ・多様性の尊重は市民の責務だけではないので、項目建ては検討した方がよい。とりあえず、触れているのは6条だけなので「行政及び議会と共に、」を加える。 ・また、今日では、多様性を認め合い尊重し合うだけでなく、積極的に多様性を豊かにする社会(自然も含む)への努力が求められており、その旨に修正する。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・ご意見にあるとおり、内心、個性、文化、民族等が多様であるからこそ、多様な意見が生まれると考え、「自分とは違う意見を持つ他者の多様な価値観を認め合う」と表現しています。認め合う「多様な価値観」は特に限定していません。</p> <p>・市長及び市職員も「市民」であるため、市民の役割等を担います。</p>
75	<p>③第6条の解説書(p14)の「個人の利益や目先のことにとらわれるのではなく、まちづくり全体のことを考え、」を削除する。</p> <p>理由 ・ごく素朴な道徳の話としてはわかりやすい表現だが、法令の解釈として、公的文書に道徳的な記述を入れることには違和感がある。 ・今の日本では、個人の利益や目先のことを考えてあくせくと生きていかざるをえないような社会になっている。そのように生きているのが人間ではないか。その生き様を美しくないと感じる人はいるだろうし、目先のことにとらわれない「立派」な態度でまちづくりに参加できる人は、偉い。が、生き方の美意識を法令の解説に持ち込んではいけません。 ・経済学的に見てもつぎはぎである。自己責任論が強く匂うこの条例案の基底とは矛盾している。アダムスミスによれば、市場の見えざる手によって人々はその欲求の追求を通して無意識的に自らの国を発展させるであろう。私見では、市場の機能を重視しすぎる風潮には賛成できない。市場の機能を重視しすぎると、政府はできる限り小さくし、個人(自己)の責任と民間部門の役割をできる限り重視する政策につながる。その結果、日本社会では弊害も大きくなっているからである。ただ、もし個人の利益の追及をうまくコントロールして社会を良くすることができるなら、個人の自由と責任を積極的に重視する社会(最近ではリベラリズムと呼ぶ人もいる)も捨てたものではない。個人の自由権は、経済活動の自由(すなわち個人の利益の追及)と切り離しにくいからである。この条例案は、一方では個人の責任を強調しながら、他方では個人の利益の追及を否定しようとしている。ところで、個人の利益を否定し全体のことを考えよ、という思想にびったりな言葉がある。「全体主義」である。</p>	<p>【解説を修正します】</p> <p>ご意見を踏まえ、「個人の利益や目先のことにとらわれすぎず」と修正します。</p>

第7条【議会の役割及び責務】

意見番号	意見内容	市の考え方
76	<p>第1項は議会性格や在り方そのものの一般論の記載となっており、第2項に記載のとおり、議会の性格や役割は「長久手市議会基本条例」に定められているため、ここで記載する必要はないと考える。記載するならば、この「まち条例」との関係に記載すべきであり、第7条は次のような趣旨に修正されたい。</p> <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第7条 議会は、この条例の第4条のまちづくりの基本原則に従いまちづくりが進められているか市政運営を監視する責任を有するとともに、市民に対して説明するよう努めなければなりません。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章では、まちづくりの担い手である市民、議会及び市の役割及び責務を定めています。 ・第1項で、議会の基本的な役割及び責務を明らかにした上で、第2項で、議会に関することについては議会基本条例に委ねることを定めています。
77	<p>「議会は」の次に市民全体を代表する組織としての立場を自覚し常に市民の声の把握に努めると共に」を加える。 理由：国、地方自治体の議員の不祥事が多発している。これは議員として最も大切な役割である「市民の声」の把握を忘れ、市民全体の立場よりも自分や支援者、支援団体の利益を第一と考えることにある。 本市には問題が出ていないが、今後のために条例をつくる機会に議会の役割を明記してください。 条例作成は、法律を勉強した人だけでなく、市民参加を市民に広く知らせ役割分担してもらうため必要で、賛成です。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>第3条の議会の定義は、「市民の意思を市政に的確に反映させる」とした上で、第7条に、議会の役割及び責務を簡潔に定めており、ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。</p>
78	<p>「…深く認識し、…」の後に「日常的に調査活動に努め」の文を入れる。</p>	
79	<p>議会は、議決機関としてその責任を深く認識し、市民の意志を適切に市政に反映させるように努めなければなりません。結果についても積極的に広報し市民に対して説明するよう努めなければなりません。また、市政運営等の施策の提案や監視する役割を果たさなければなりません。 ⇒議員としての役割を意識して追記した。 説明や監視の役割に留まることなく、市民の声を市政に反映する普段の努力や積極的な広報活動、施策に関する提案や条例の提案ができる議員像をイメージした。</p>	
80	<p>本条例の趣旨にそい、議会と議員活動の原則を定め、議会力を高めたらどうか。議会のチェックは誰がするのか。</p>	<p>議会及び議員は、議会基本条例における議会及び議員の活動原則に基づき活動します。議会のチェックは、市民によって行われるものと考えています。</p>
81	<p>修正案 議会は、意思決定機関及び代表機関として、持てる権能を駆使し、議員間の自由闊(かつ)達な議論を通して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を市民に明らかにすることを使命とします。議会は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とすることに努めます。 2 議会に関する事項は、長久手市議会基本条例… 以下略。</p> <p>・第7条第1項を、議会基本条例の前文に準じたものに改める。 理由 ・7条2項で議会基本条例の定めによるとの規定があるので、この1項は、議会基本条例の前文中の核の部分に要約することが適切である。つまり、1項は議会基本条例の前文を要約し、2項は具体的には議会基本条例の本文によると規定する流れである。 ところが、条例案1項は議会基本条例の本文中の語句を、文脈を外して断片を摘みとり、表現を変えて用いているので(たとえば、考え方は誤りではないが、「監視」という言葉は議会基本条例に使われていない)、議会基本条例との間で解釈の齟齬を生じる危険が極めて高くなっている。2項は、1項に沿って解釈するのが素直な読み方だからである。たとえば、議会基本条例にのっとり議会は代表機関として政策形成機能という役割があるとの主張は、7条1項によって否定されてしまう恐れがある。 ・しかも、条例案2条で、議会基本条例も、「改廃等に当たっては」この条例案との整合を図らなければならないとされている。この「改廃等」の等の意味が定義されていないので、運用上両条例間の齟齬が生じた場合にも、この条例案が上位に立つ最高法規であるという解釈が可能になってしまう。7条1項にしたがって議会基本条例の方を改正しなければならなくなるが、議会側は了解しているか。さらにこの条例案は執行上の案件であるので、解釈は執行機関でなされることになり、二元代表制の基本原則を崩す恐れが出てくる。致命的な欠陥ではないか。 ・(予備的主張)憲法では「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」(憲法前文)するとうたう。自治体では、この代表者とは首長と議会である。市民参加や参加民主主義は、これを補完するものである。長久手市では、議会は、議会基本条例を定め自らを律している。議会の役割と責務を、市民のそれ(第6条)と同列に論じる7条1項は、そもそも不要なのかもしれない。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項は、議会基本条例をもとに、議会の役割及び責務について簡潔に定めています。 ・議会の定義について、議会の議決権は、議会の権限の中で最も基本的であり、本質的なものです。議決によって、地方公共団体としての意思が決定します。そのことから、「議決機関」として定めています。

第8条【市長の役割及び責務】

意見番号	意見内容	市の考え方
82	市長は、この条例を遵守し、市民の声をもとに、総合的に、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 ⇒市政運営のリーダーたる市長には、マネジメント思考と総合的見地に立って計画、施策を評価し、その実現のために市長権限を最大限に発揮し、適切な判断と指示命令をすることが求められます。	【案のとおりとします】 市長と総合計画の関連については、第2項に規定しています。
83	市民の声のもとに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 としていますが、「公正かつ誠実に」とはなにが基準になりますか。 市長は、選挙で選ばれますが、現市長のように明確に公約を掲げていなくても当選します。「これを実現するために市長になりたい」というのがなくてもいいのですから、選ばれたらこっちのものだとなることが問題です。 「公正かつ誠実に」とする基準が明確でないのであれば、首長として現憲法を遵守し憲法を実現する政策を掲げて、地方自治法に基づいて市政を司るということを基準とすべきです。 その上で、自分は何を実現するかを明確にして次の審判を受けることではないでしょうか。	市長は、憲法、地方自治法をはじめとする法令に基づき、公正かつ誠実に市政運営を行います。この条項では、市長の心構えを明らかにしています。
84	市長は、総合計画に基づき市民及び議会、職員と目標を共有してまちづくりを進め、実現に向けて全力を尽くさなければなりません。 ⇒何よりも職員との目標の共有や理解と協力があって行政運営がある。施策を実施することや成果や結果に対して全責任がある。	【案のとおりとします】 職員は、市長を補助する機関であり、目標を共有することは言うまでもありません。
85	修正案 市長は、第4条の基本原則にのっとり公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。 2 市長は、市民及び議会と共に、この条例にのっとり制度及び行政計画の整備並びに予算の執行に努めなければなりません。 ①第8条の「この条例を遵守し」を削除する。 理由 ・2条と重複している。しかも2条では「誠実に遵守」と修飾されているので、8条と意味が違うのかとさえ思う。そもそも市長や職員が法令を遵守することは当然のことなので、くどい書き方である。	【案のとおりとします】 条例の遵守については、第2条と重複しますが、重要な内容であるため、改めて規定しています。
86	②(修正)第8条の「市民の声をもとに」を削除する。 ・(質問)第8条「市民の声」と第10条の「意見等」は同義であると思われる。仮に意味が違うのであれば、どう違うのか。 理由 ・「市民の声」という用語は、広聴に関する法令でまれに用いられることはあるが、広く使われる用語ではない(国の法令では「国民の声」の使用はゼロ)。 ・日常用語としても「市民の声」は意味が広すぎるのではないか。10条に「意見等」を反映させる旨があるので、重複規定を作る必要はない。	【案を修正します】 ご意見のとおり、「市民の声をもとに」を削除します。
87	③第2項「総合計画に基づくまちづくり」を削除する。「第4条の基本原則にのっとり」を第1項に入れ「もたれ」とする。 理由 ・条例案2項では、市長がなすべき役割と責務は、まずは総合計画の推進ということになる。総合計画の推進は執行機関の長として当然の仕事であるが、基本条例の条文として掲げることには疑問が生じる。当然の仕事は条例に書き込む理由は何か。2項の表現はあまりにストレート過ぎて、隠された真意が何かあるのかとさえ感じてしまう。 ・総合計画は、17条で基本構想と基本計画からなるとされるが、基本計画は議会の議決事項とされていない(第17条2項)。市長はその「総合計画に基づくまちづくりを進めると書き込むことは、つまり市長の役割と責務の第一が、議会の議決を要しない基本計画の推進である」という意味になる。これは専制ではないか。 ・また、17条では総合計画を策定することになっているが、17条の表現では拘束力はそれほど強くなく、実務的に策定されない(策定が遅れる)ことは十分予想される。その場合、8条の規定はどうするのか。たとえば名古屋市では、総合計画が策定されていない時期(名古屋市長の判断で)があった。8条によって総合計画が策定されていない時期の存在が許されないことになってしまわないか。 ・基本条例で市長の役割と責務を書くとするれば、論理の構成としては、より上位の基本理念(自治法や憲法)や、この条例自身の理念(第4条や前文など)にもたれることが常套ではないか。条文としては後に出てくる総合計画(しかも実施プロジェクトレベルが含まれるもの)を、市長の役割責務の理念的な条文の拠り所を持つてくるのは、マズイではないか。	【案のとおりとします】 ・市長が変わっても、議会の議決を経て策定される総合計画に基づく、継続的なまちづくりを進めることを明らかにするものです。 ・議決案件は、議会の議決を経て、自治体が条例で定めます。本市では改正前の地方自治法の規定を準拠し、基本構想を議決案件とするものとして、この条例を議会に提案します。

88	<p>④第8条第2項を「市長は、市民及び議会と共に、この条例にのっとり制度及び行政計画の整備並びに予算の執行に努めなければなりません」に改める。</p> <p>理由 ・条例案には、市長は市民、議会と「目標を共有し」とある。市長は、執行機関の長(行政官)として、議会などと目標の共有に努めることは当然である。しかし、首長には選挙で選ばれた「政治家」としての一面がある。およそ民主主義のあり方として、市民全員、議員全員と、政治家としての目標を共有できることなどありうるのか。たとえば、首長と議会の意見が違う(議案に付帯決議が付くことを含めて)ことは、民主主義の健全な姿である。 ・他の自治体にも類似の規定はない。本条例案の特異な規定である。</p> <p>注:一宮市の条例では協働の項で「目的の共有」という用語が使われているが、修飾句で厳しい条件がついている。また「目的」と「目標」の意味の違いがある。 ・条例案の前文には、市民・行政・議会の協働という旨が書かれており、その意味での「共に」で良い。協働には目的を共有するという意味が含まれる。 ・市長の最大の責務は、市政の効率的で迅速な執行ではないか。市長は、執行機関の長として、この条例に基づく制度及び行政計画の整備並びに予算の執行に努めなければならない旨に改める。</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>市長は、地方自治体の長として、市民、議会と目標を共有し、まちづくりに取り組むことが重要であると考えます。ここでは、期限と到達点を示す目標より先に、目指す姿を示す将来像を共有することが必要であると考え、次のとおり修正します。</p> <p>第2項 市長は、市民及び議会と総合計画に掲げる将来像を共有し、その実現に向けて全力を尽くさなければなりません。</p>
89	<p>⑤「実現に向けて全力を尽くさなければなりません」の目的語(句)は何か。何の実現に向かうのか、この日本語では意味が不明。無理があるが「総合計画の実現」と読ませたいのであれば、その前にある「総合計画に基づくまちづくりを進め」を強調するだけの意味になり、8-③(意見番号83)で述べた心配が一層強まる。「馬から落ちて落馬する」類の日本語である。</p>	

第9条【職員の役割及び責務】

意見番号	意見内容	市の考え方
90	<p>地方公務員法に規定されており公務員として当然のことであり、あえて規定する必要は無いと思われる。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>この条例は、当たり前のことであっても、市民主体のまちづくりの実現のための基本的な理念や考え方を定めるため、法令に基づく義務についても改めて定めています。</p>
91	<p>「全体の奉仕者として」と掲げていますが、全体の奉仕者としての内容はどうなっていますか。 また、「公正かつ誠実に」職務を遂行しなければなりません。としています。国の社会保障制度の後退が続く中で「公正かつ誠実に」が弱者切り捨ての先兵役を担わされているという自己矛盾など生じないのでしょうか。 窓口で、市民の切実な要望を聞いて、救済策を提案できる態勢の保障がない中では「公正かつ誠実に」はならないと思います。</p>	<p>職員は市長を補助し、憲法、地方自治法をはじめとする法令に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>
92	<p>市の職員(以下「職員」といいます。)は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、市政運営の基本原則に基づき公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。 ⇒公務員としての責任もさることながら、長久手市の施策の推進を担っているという自覚が大切。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。</p>
93	<p>職員は、積極的に地域に出て、市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければなりません。 ⇒(長久手市全体を職場と捉え、)は曖昧で、何をすべきかをイメージできる表現にした。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>市役所だけでなく、「市全体を職場と捉え」ることにより、外(現場)に出かけ、市民と交流・対話することを通して、市役所の事務室にいて仕事をするだけでは知ることができない多くの気付きや学びを得て、業務に活かしていくことを意図しています。地方自治の本旨のひとつと言われる「住民自治」の実現の観点からも、市民との交流・対話は非常に重要であると考えます。</p>
94	<p>修正案 市の職員…略。 2 職員は、積極的に市民と交流し話し合いながら課題を把握し、他部署と連携して解決に努めなければなりません。 3 職員は、前2項の役割と責務を果たすため自ら能力を高めるよう努めなければなりません。</p> <p>①第9条第2項「長久手市全体を職場と捉え」とは、どのような意味か。 理由 ・法令上の用語としては意味不明であり、日本語としてもわかりにくい。解説書には「まちに出る」(p17)とあるが、「現場を知る」という意味か。寺山修司をパクったのであれば、職員は現場を知るためにも「書を捨ててはいけない」(行政マンとして(たとえば仕事に關係する法令について)しっかり勉強していなければ、まちに出ても学ぶことは少ない)ことをアドバイスいたします。それに長久手市の職員は、十分に住民と接しまちに出ているのでは？ ・単純に、削除してはどうか。</p>	

95	<p>②第9条第2項の「課題等」の等とは何か。せめて解説書で定義するべきである。「対話」は「話し合い」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「等」によって職員が際限なく続く「交流・対話」を求められる危険があるので質問する。現状では対話・交流に多くの時間が割かれすぎ、本来やるべき職員としての仕事がきちんとできているか、心配している。 ・なお、この条例案は定義の明確でない「等」が何か所(14か所)も登場する。法令文で安易に「等」をつけることは慎まなければならぬ。 ・紛争解決などの方法として「対話」という言葉が多用される風潮だが、対話とは話し合いの特定の手法、形式あるいは思想のことである。話し合いの手法・形式は数多く開発されているが、その一種にすぎない。市民参加の場における話し合いでは、対話的手法がベストとは限らない(むしろ弊害もある)。ここでは単に「話し合い」という一般的な言葉に修正した方がよい。 ・「対話」は、国の法令、他都市の自治基本条例等でも、ほとんど用いられない用語である。(参考:大口町は「出前対話」という言葉を使うが、「手続き」のことであると明記し、話し合いのプロセスや手法の意味では用いていない。手続きを軽視する対話的手法の特徴を、大口町は良く理解しているようだ。) 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対話・交流によって把握するのは、課題だけではなく、現状、魅力、意見等様々あると考えます。 ・この条例によって多くの人と共有したい大切なこととして、条例検討委員会の意見を尊重し、「対話」という言葉を使っています。
96	<p>3項の自己啓発について職員には異動がつきまといまいます。複雑化する職務を熟知する期間の保障はどう担保するのでしょうか。</p>	<p>職員の異動によって業務が滞ることがないように、適切な人事に努めています。</p>

第3節 市 全体

意見番号	意見内容	市の考え方
97	<p>市長の役割と職員の役割を分けることについては疑義がある。市長は行政機関の長として職員を指揮し施策を推進する義務があるはずであるため、この条例でわざわざ分けて記述する意味は無い。</p> <p>第8条第1項は自分が策定した条例を遵守するのは当たり前であり、この条文の中で、条例として記述すべき内容は第3項位ではないか。</p> <p>また、第9条も同様に職員本来の役割と責務であり、特に、第2項は市の業務が市全体を対象としたものであるのに、わざわざ「まち全体を職場として捉え」と記述することは、市がそう考えて行政を行っていないことを表明するようなものであるため、削除すべき。</p> <p>記述するなら、まちづくりのために特に必要となる事項とすべきである。</p> <p>第10条第1項に記載された市の責務整理し第8条に追加し、第8条、第9条は次のように修正されたい。</p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第8条 市長は、まちづくりを進めるために、第4条の基本原則を踏まえまちづくりの総合計画を策定し、実現に向けて全力を尽くします。</p> <p>2 前項の総合計画の策定に当たっては多様な市民参加の機会を設ける責務を有します。</p> <p>3 市長は、まちづくりに必要な情報を収集整理し、市民に積極的に提供する責務を有します。</p> <p>(職員の役割及び責務)</p> <p>第9条 市の職員(以下「職員」という。)は、積極的に市民と交流・対話し課題等を把握することによりまちづくりを進める責務を有します。</p> <p>2 職員はまちづくりに必要な技能の向上に努める責務を有します。</p> <p>3 職員は第1項の課題の解決に当たっては、部署間で連携して取り組むよう努めます。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例検討委員会において、市長は、地方公共団体の長、職員は、市長を補助する機関であり、役割及び責務が異なるため、別に定めるべきであるとの意見を尊重しています。 ・この条例は、当たり前のことであっても、市民主体のまちづくりの実現のための基本的な理念や考え方を定めるため、法令に基づく義務についても改めて定めています。

第3章 市民主体のまちづくり

第10条【市民参加及び協働】

意見番号	意見内容	市の考え方
98	市は計画の立案→都市計画、景観計画、その他の計画立案	【案のとおりとします】 計画には、すべての個別分野計画が含まれ、総合計画を最上位とし、他の計画は原則並列となるため、個別の計画は記載しません。
99	「多様な市民参加の機会を保障」は市の「責務」であり、「反映するよう努める」は市の「役割」であることから、削除して第8条に追加すべきである。 「第3章 市民主体のまちづくり」としながら、第2項及び第3項、は「役割」の記述となっている。このため、第10条は次のように修文されたい。 第10条 市民、議会及び市は、計画策定の協働を進めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返し、計画の立案、実施及び評価を行います。 2 まちづくりの計画の策定に当たって、市民、議会及び市は、未来のまちづくりの担い手となる子供たちが参加できる内容を盛り込みます。	【案のとおりとします】 第10条は、市民主体のまちづくりに向けた「市民参加及び協働」の仕組みや方法を定めており、第8条の市長の役割等とは別に定めています。
100	「多様な意市民参加の機会を保障し」とあるが、「体の不自由な高齢者」や「障がいのある人」など少数者や弱い立場の人々を含めた「多様な市民」の参加が保障されるよう留意してください。 また、「意見の収集」に当たっては、上記の人々の意見が反映されるように、「直接聴き取る」或いは「家族を介して聴き取る」方法も取り入れてください。	【案のとおりとします】 ・審議会等の市民公募委員、アンケート調査、参加型ワークショップ、パブリックコメント等の多様な方法により、多様な市民の参加機会を保障するよう努めます。 ・意見の収集にあたっては、その案件や対象に応じて、適切な方法を取り入れるよう努めます。
101	子どもがまちづくりに参加する……としていますが、この前に、憲法に規定してある「義務教育は無償とする」政策、給食費の無償化、学校納付金の無償化を始め、教育環境の充実をする事無しには、お題目になる。 また、子どもの貧困化が問題になっている事から、教育の機会均等を保障する施策の実施が必要で、まちづくりに参加ではなく、市及び議会は、子どもの全面的な成長を保障するために全力を挙げ、子どもが町作りに参加できるようにすべきである。	【案のとおりとします】 ・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。 ・子どもがまちづくりに参加するには、まずは土壌となる環境づくりが大切であると考えます。
102	10条3は不要(削除)	【案のとおりとします】 市民が主体となり、議会、市と協働しながらみんなでまちづくりを進めていくにあたり、まちづくりの担い手同士が、対話を繰り返す努力をしていくことは大切であると考えます。
103	市民、議会及び市は、協働を進めるため、互いに理解と協力得よう様々な協議を重ね、信頼と協力する関係づくりに努めます。 ⇒(互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。)個人的な次元での表現であり、市民、議会、市を表す言葉に訂正した。	【案のとおりとします】 この条項では、協働を進めるための手段として、人を集め、対話をするを趣旨としています。

<p>104</p>	<p>修正案（市民参加） 第10条 行政は、計画の立案、実施及び評価の過程において、…略。 2 市民、行政及び議会は、未来のまちづくりの担い手である子どもが… 略。</p> <p>第3項を削除する。 理由 ・10条3項は、協働を進める特定の「方法」を規定している。しかし、方法のレベルを基本条例に書き入れることには違和感がある。方法への言及は、せいぜい具体化計画のレベル、マニュアルのレベルにとどめるべきである。 ・この条文は、協働をすすめる方法について、特定の方法が万能であるかの如く評価している。もちろん「人を集める」ことから始まる場合もあるし、対話の重要性は言うまでもない。しかし、これらの方法が万能であるかの如く法令化することは誤りである。対話という手法がベストとは限らない。私見では、人を集めても協働が進むとは限らないし、対話から行動が立ち上がるとは限らない。協働を進める方法は幾つもあり、出版物にもなっている。 ・この条例案は、方法の多様性を否定するものである。市民は法令によって対話を「努め」させられることになりかねない。長久手での対話集会の様子はよく知らないが、全国では少なくない対話グループが失敗している現実を直視してほしい。協働を進める他の方法、他の話し合い手法が否定されることになりかねない。 ・この条文は、今不足しているのは対話である。今の課題は人を多く集めることであるという現状認識を前提としている。しかし、対話や人を集めるイベントは、すでに十分すぎるほど行われているという現状認識もありうる。地域活動団体などへの補助金（資源の提供）のあり方こそが問題であるという現状認識もありうる。現状認識の多様性を否定しているのではないか。 ・また、1項の解説書で「意見等については、市が責任を持って集約し、まとめ」る(p18)とされているが、書き過ぎである。もちろん行政が責任を持って集約し、まとめるべき意見等はある。そのような参加形態もある。</p> <p>しかし、市民の参加の場は、政府・行政が用意するものとは別に（時には対抗的に）存在することが、民主主義の望ましい姿だとする考えもある。政府が用意するものとは別の参加形態では、意見等の集約も当然市民が主体的に行うことになる。政府に集約などしてほしくないだろう。あるいは、両者共同して集約する場合もあるだろう。主体的という言葉が多すぎるほど使われるこの条例案の中で、意見等の集約プロセスだけ、何故か急に主体性を無くしてしまうのが奇異である。つぎはぎの苦勞の跡か。あるいは、長久手市が用意する参加イベント以外は、市民参加とは認めないという意図があるのか。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・この条例は、市民主体のまちづくりを進めるにあたり、基本となる理念のほか、実効性を確保するための、基本的な方法も示しています。</p> <p>・第1項について、市が主催する計画づくり等の機会で、市民の意見を聞いた場合は、得られた意見を市が集約してまとめることが適当であると考えます。</p> <p>・第3項について、「互いに声かけ合い」、「人を集め」、「対話を繰り返す」ことは、協働の大きなきっかけのひとつであると認識しており、この条例によって多くの人と共有したい大切なこととして、あえて「対話」という言葉を使っています。</p>
------------	---	---

第11条【市民のまちづくり】 ※一部、12条にも関連する意見あり

意見番号	意見内容	市の考え方
105	<p>第1項及び第2項とも記述は「市民」が「積極的にまちづくりに取り組む」となっているが、その間に記述されているのは「～のため、～参加を通して」と形容詞的な記述となっており、わかりにくい。このため、次のように修正されたい。</p> <p>第11条 市民は次に掲げる活動に積極的に参加することにより、まちづくりに取り組みます。 (1) 身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のために自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動 (2) 市民生活向上及び地域社会への貢献のために市民活動団体その他これに類する団体が行う活動</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>ご意見を踏まえ、地域活動団体及び市民活動団体の目的の違いが分かりやすいよう、第2号を次のとおり修正します。併せて、より分かりやすい条文形式に修正します。</p> <p>第11条 市民は、次に掲げる活動に積極的に参加することにより、まちづくりに取り組みます。 (1) 身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のために自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動 (2) 地域社会の発展のために市民活動団体その他これに類する団体が行う活動</p>
106	<p>市民の一人ひとり、身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上や地域社会への貢献のため、自分ごととして、地域活動団体が行う活動に積極的に参加するよう努めます。 ⇒条文の主旨が参加であるので、分かり易い標題になるよう、参加の文字を追記した。 ⇒(の一人ひとり)を追加し、市民の個人に焦点を当てた条文であることを明確にした ⇒(自治会その他これに類する)を削除。既存の組織に囚われず新しい市民がつくる組織を想定。 ⇒(まちづくりに取り組むよう)を削除。標題と重複するし曖昧さをなくす表現にした。 ⇒(2 市民は、市民生活向上及び地域社会への貢献のため、市民活動団体その他これに類する団体が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。)は1項と違うのは、地域貢献という内容のみと判断し、1項に含めた。</p>	<p>・自治会は、最も基礎的で、重要なコミュニティの単位であるとの認識から、特出して定めています。</p> <p>・第3条では団体の定義、第11条では団体の目的を述べており、解釈に違いはでないと考えます。</p> <p>・第5条の市民の権利で、まちづくりの参加することができることと定めており、個人の参加を否定していません。また、この条例は本市のまちづくりの基本であることから、「地域社会の発展」は、「長久手市域の発展」と解釈しますが、別の地域や広域での活動をを排除する考えはありません。</p>
107	<p>修正案 市民は、個人として又は地域活動団体もしくは市民活動団体が行う活動への参加を通してまちづくりに取り組みます。</p> <p>・第11条第1項、第2項を削除し、「市民は、個人として又は地域活動団体もしくは市民活動団体が行う活動への参加を通してまちづくりに取り組みます」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項の表現が地域活動団体についての3条の定義に即していない。あまりに違う表現では、3条と11条の解釈に違いが出る恐れがある。 ・すでに述べたように、「積極的にまちづくりに取り組むよう努めます」という条例案では、団体へ所属させ参加や行動の強制する解釈が出てくる恐れがある。 ・個人として、あるいはまずは個人レベルで(一人とは限らない)、取り組みれば良い場合もあるが、条例案の表現では否定されかねない。 ・2項の表現が市民活動団体についての3条の定義に即していない。あまりに違う表現では、3条と11条の解釈に違いが出る恐れがある。 ・なお、まちづくりの定義を狭くするから「その他これに類する団体」と付け加える必要が出てくる。修正案3条のように定義を広げておけば、不要な句である。 ・条例案では、「地域社会への貢献」とあり、たとえば名古屋都市圏や日本全体などの広域での活動のみ行う団体への参加は含まれないという解釈になる恐れがある。12条を続けて読めば、そのような解釈が一層強くなる。 	
108	<p>市民は……努めます。など努力義務のような表現が多すぎます。 昔のとなり組、ムラ組織のような(実際に体験したことはありませんが…)「まちづくり組織・団体」にしばられ、その組織を通さないと何も言えない！自由意思によるまちづくりへの参加を阻害しないでしょうか？さらに、「貢献」という表現がありますが、「貢献」とは社会のために良い結果がえられるよう、持てる力をすべて出す、尽力するという意味で、とても重い言葉です。そこまで市民に求めるのでしょうか？</p>	
109	<p>第11条12条 市民は……努めます。など努力義務のような表現が多すぎると思います。昔のとなり組、ムラ組織のようなまちづくり組織にしばられ、自由闊達なまちづくりへの参加を阻害しないか？懸念されます。</p>	<p>まちづくりへの参加は自発的な意思に基づくものであり、この条例によって、まちづくりへの参加が制限されるものではありません。</p>
110	<p>市民は、国の社会保障制度の後退から、暮らしが破壊されているという現実、ここに規定している地域活動では補うことは出来ない。まず、国が進める制度後退から、市民生活を守り、行政への信頼を取り戻すことがなければ、地域活動への参加は難しい。</p>	<p>まちづくりへの参加は、義務ではなく、自発的な意思に基づくものであると考えます。</p>

第12条【まちづくり組織】

意見番号	意見内容	市の考え方
111	<p>第12条の「実施できるよう～協議しながら、～つくるよう努めます」は非常に曖昧な努力規定表現であり、「市民がやるなら」市も動いてもいいです程度の記述と読める。もうすこし積極的姿勢を示すべきである。このため、「その仕組みをつくるよう努めます」を「その仕組みづくりを推進します」又は「その仕組みづくりを進めます」と修正されたい。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>市は、小学校区単位の地域を基本としてまちづくりを進めています。現状では、既存の自治の単位が小学校区単位と一致していない地域もあります。地域の自主性を尊重しながら仕組みづくりを進める必要があるため、努力規定としています。</p>
112	<p>市は、概ね小学校区単位の地域で、地域の市民と協議しながら、市民の一人ひとりが当該地域のことを考え、主体的に行動できる仕組みづくりに協力、支援するように努めます。 ⇒(地域の市民と協議しながら)を前文に移動。仕組みをつくること、当該地域のことも市民と一緒に考えるという市のスタンスが市民の主体性を尊重することになる。 ⇒(自身が暮らす)を(市民の一人ひとりが)に訂正。個人の次元で意識するという表現として統一。暮らすは、地域という言葉に含まれる暗黙知で削除。 ⇒(実行)を(行動)に訂正。具体的な何かをする趣旨が実行で、まずは行動が大切。 ⇒(をつくる。)を(づくりに協力、支援する)に訂正。本条文に一貫して求められる行政の姿勢は、まちづくり組織が機能する仕組みを地域につくるのは市民であり、その支援と協力を徹することです。仕組みとは市民がつくる関係性のことであり、行政はその支援と協力ができる範囲に(物理的、財政的にも)限定せざるを得ないことを再認識する必要があります。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>小学校区単位で市民が主体的に行動できるよう仕組みをつくっていくことについて、市の基本姿勢として定めており、ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。</p>
113	<p>「まちづくり組織」は(自治法202条4)の地域自治区を小学校区単位で実現しようとしているように読めるが、既存の自治会連合会や区とダブっており 話し合いは済んでいるのか? 自治会制度の破壊につながるのでは?</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位のまちづくりを進めるという市の基本姿勢について、市民の理解、認識は必要であるため、第1項に定めています。 ・現状では、既存の自治の単位が小学校区単位と一致していない地域もあり、すぐさま小学校区にひとつのまちづくり組織に編成することは難しい状況であることを踏まえ、「概ね小学校区単位」としています。
114	<p>第1項「市は、概ね小学校単位の地域で」 第2項「市民は、概ね小学校区単位の地域で」「概ね」の部分は削除すべきでは。 理由 概ねと記されている理由は、まちな在り方としての現状がそれぞれ地域によって特性が有ることを意味していると思われるが、お互いの現状を尊重しながら、長久手市全域の各小学校区が同じ方向の意思に基づいてまちづくりをするという共通の前提が必要であると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会は、自治会の機能を補完するものであり、自治会制度の否定するものではありません。今後も市民と市が協議を重ねながら、よりよい地域自治のあり方を検討していきたいと考えます。
115	<p>市民は、概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体その他の団体及び個人が協力、連携し、課題解決に向けて取り組む組織(以下「まちづくり組織」といいます。)を設置することができます。 ⇒標題に(市民主体の)を追記。行政主導ではなく、市民主体で市民が市民の組織をつくる自主性を育むことから始めることが必要との考えです。 ⇒標題は、まちづくり組織であり、本文は2項でなく1項とした。 ⇒(協力、)を追記。(個人単位では協力という関係の表現が相応しい) ⇒(対話しながら当該地域固有の)を削除。全て対話することが背景にあり、暗黙知のため削除。固有なことよりも共通する課題が多いことを再認識するために削除。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条は、第3章「市民主体のまちづくり」に含まれるため、重複して条項の見出しには記載しません。 ・団体等と個人が連携し、対話することが、課題解決につながると考えます。

116	<p>まちづくり組織は、当該地域全ての市民に開かれたものとし、総合計画に基づき、継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>⇒本文はまちづくり組織のあり様であり、3項でなく1項に続く2項とした。</p> <p>⇒(地域のあるべき将来像をつくり、)は削除。長久手市の中の地域であり、地域特有の問題や課題と狭く捉えることは、前項の理由もあり解決の手段や方法が限定され、困難となると思う。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項は、まちづくり組織の定義を含むため、第3項の活動内容の前に置きます。 ・まちづくり組織は、第2項にあるとおり地域固有の課題解決に向けて取り組む組織であり、総合計画の将来像を踏まえながら、地域独自の将来像をつくることを想定しています。
117	<p>条文の修正(下線部分) 地域のあるべき将来像をつくり、<u>その実現のため継続的かつ計画的に取り組むよう努めます。</u></p>	<p>【案を修正します】</p> <p>ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現にするため、次のとおり修正します。</p> <p>第3項 まちづくり組織は、…、地域のあるべき将来像をつくり、<u>その実現のため継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。</u></p>
118	<p>第12条「市民は」という主語が気になります。「行政は」市の職員としての義務が見えてこないのをそれを明確化して下さい。</p>	<p>第14条で、市(この条例では職員も含む)は、団体等への必要に応じた支援を行う旨を定めています。また、第9条に、職員の役割及び責務を定めています。</p>
119	<p>市民は、まちづくり組織と課題を共有し、協働して解決していくために、まちづくり組織が行う活動に積極的に参加するよう努めます。</p> <p>⇒(まちづくり組織と)を追記。普段に課題が共有できるコミュニティの形成が必要になる趣旨。</p> <p>⇒(への参加を通して、まちづくりに取り組む)を(参加する)に訂正。「まちづくりに取り組む」という曖昧な表現より、まちづくり組織の活動そのものに参加する趣旨にした。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>まちづくり組織の構成員である市民が課題を共有し、解決していくため、同組織の活動に参加し、まちづくりに取り組むことを定めています。</p>
120	<p>修正案 市民は、地域の実情に応じた区域で、地域固有の課題について団体及び個人が連携して取り組む地域活動団体(以下「まちづくり組織」といいます。)を複数設置することができます。</p> <p>2 まちづくり組織は、市民に開かれたものとし、地域のあるべき将来像を考え継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>①第12条の地域の「まちづくり組織」は、当該地域の代表性・正当性を有するのか、有しないのか。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12条の条文及び解説書からは、まちづくり組織が当該地域の代表性・正当性を有するかどうか判断できない。3項は、当該地域の事業計画や予算について強い権限を持ちうるように解釈できる。この解釈によれば、当該地域の代表性・正当性を有する(自治体内分権)機関であるかのように運用できることになる。一方、2項の解説(解説書p20)によれば「組織のひとつ」としており、唯一の代表性を認めていないように解釈できる。 ・もし、代表性を有する組織が地域に分立することになれば、混乱をもたらすだけである。西小校区連合自治会の解散という判断は、この混乱を避けるという意味に限れば適切だったといえる。 ・この質問は極めて重要であるので、明確に答えてほしい。仮に代表性・正当性があるならば、「地域のあるべき将来像をつくり」という表現からは、17条2項及び21条(解説p26をよく読んでほしい)とあわせて読めば、地域における基本計画や他の行政計画に関する何らかの権限を、議会からまちづくり組織に奪うことができるという解釈が成立することになる。「つくり」とは、政策にどのように直結する権限か。条例案全体の中にばらして埋め込まれているので読み取りにくい。この条例案の解釈によっては統治機構、あえて言えば地域の権力構造を変えようことを理解してほしい。おそらく事務方は、まちづくり組織と議会の間の調整に苦しむ(たとえ対立していなくても)ことになるのではないか。 <p>・ところが周知のように、現状ではまちづくり組織は未成熟、未成立である。成熟していない組織に強大な権限を与えようとするこの条例案は、あまりにも実験的過ぎる。</p> <p>・私見では、まちづくり組織の役員が選挙で選出されない限り、又は首長の任命(この場合は役員は市の職員になる)によらない限り、代表性・正当性は持ちえないと考えるので、以下は、代表性は無いという前提での意見である。</p> <p>・(予備的主張)地域を包括する自治組織が成熟すれば、その地域固有の問題について何らかの権限や予算を持つという自治制度がありうることは否定しない。しかし、長久手ではまったく未成熟であると考えます。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織は、概ね小学校区を単位として市民主体のまちづくりを進めるために、その地域の自発的な意思に基づき、設置されるものです。設置にあたっては、地域の市民と協議しながら、取組を進めていきます。 ・対等な立場で個人、団体が集まり、話し合う「協(会)議体」組織であり、地域活動団体とは異なる性質のものと考えます。 ・市民の意思・意見をもとに、地域の将来像及び計画をつくり、主体的なまちづくりを進めるまちづくり組織への財政的な支援については、予算を伴うことから、議会の議決が必要とされます。 ・この条例は、まちづくりの基本的な考え方、市民、議会及び市の役割を定めたものであり、この条例によって、まちづくり組織に何らかの権限を付与するものではありません。ただし、まちづくり組織は、市民の連携により地域の課題解決に取り組む組織として、代表的な役割を担うものと考えます。 ・人口流出が激しい本市における自治は未成熟であるからこそ、この条例をつくり、推進していきたいと考えます。

121	<p>②第12条第1項は削除する。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例案では、「市民主体」「主体的」「自ら」という言葉が何か所も繰り返される。ところが、12条1項では市が地域の「仕組みづくりに努め」とあり、地域のまちづくり組織作りを「上から」推進すると解釈できるようになっている。市民主体と強調するなら、まちづくり組織は「下から」主体的に作られるべきである。第1項に市の努力義務を書くべきではない。このような条文は無くても、14条があるので「支援」の範囲であれば十分にできる。 ・条例案4項では、まちづくり組織への参加の努力義務と受け取れる規定が入っている。上から努めて作られる組織への参加が、努力義務となる。戦前の町内会とはこのようなものであっただろうか。古き良きものの懐旧趣味とはあなどれない、住民組織の変化が始まろうとしている。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項では、小学校区単位のまちづくりを進めるという市の基本姿勢を定めるとともに、市民の主体性を重視しながら、仕組みづくりを進めることを定めています。 ・まちづくりへの参加は、義務ではなく、自発的な意思に基づくものであると考えます。
122	<p>③第12条の「概ね小学校区単位」を「地域の実情に応じた区域」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織の単位として、「概ね」と幅をもたせてはいるが、小学校区という人為的なエリアに特別の地位を与えることは適切ではない。どのようなエリアを単位とするか、市民が選択できるようにするべきである。また、複層的に組織ができることも想定するべきである。14条で、各団体は市からの支援を受ける単位となるので、小学校区に特別な地位を与えることは、慎重に進めるべきである。 ・長久手市では小学校区は人為的なエリアにすぎない。現状では人為的なエリアを単位としたコミュニティ意識が存在するとは限らないし、社会移動の激しい長久手では、今後も必ず育つとは限らない。地域の状況は多様であり、必ずしも小学校区内が地理的社会的に、また利害関係が同質であるとは限らない。また、小学生の子供がいない転入者は小学校区単位のコミュニティ意識を持ちにくい。さらに、歴史的なコミュニティ意識は必ずしも小学校区という区域で形成されていない。 ・実際の社会問題などは、小学校区のエリアで完結しているものは、むしろごくわずかではないか。ある問題は自治会単位やさらに近隣の問題（マンションと戸建てと利害が違うことは日常ではないか）であるし、またある問題はより広域の、場合によっては長久手市を越えた都市圏に広がる問題である。長久手市は地形上・交通網上の障壁が少ないので、地域課題や交流が広域化しやすいという特徴がある。まちづくり組織は、問題の広がりの違いに応じて複層的に編成されるべきである。 ・コミュニティ意識は、地理的まとまりや社会的まとまりから、自然に育つべきものである。条例案の1項のように、上から「努めて」つくりだすべきものではない。 ・仮に、「地域のまちづくり組織」づくりが、コミュニティづくりという目的よりも、細分化された代表組織、行政組織を人為的に作る事が目的であるならば、12-①(意見番号120)で述べたような代表性・正当性のある組織づくりを初めから目指すべきである。しかし、地域の代表組織・行政組織たりうるコミュニティ組織は、長久手市では未成熟である。あまりにも性急ではないか。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、小学校区単位の地域を基本としてまちづくりを進める方針がありますが、現状では、既存の自治の単位が小学校区単位と一致していない地域もあります。地域の実情に合わせて、どのようにまちづくりを進めていくかを地域が選択ができるよう、市民と市が協議しながらその仕組みをつくることを努力規定としています。 ・自治会等よりも広域の範囲におけるまちづくりを進めていくにあたり、市民、市双方が見渡すことができる単位として、小学校区が適切であると考えます。
123	<p>④条例案第12条第2項の「設置することができる」を「複数設置することができる」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③(意見番号122)で述べたように、まちづくり組織は、問題の広がりの違いに応じて複層的に編成されるべきである。つまり複数設置できるようにするべきである。たとえば連合自治会と、「まちづくり協議会」がともに存在することは、十分にあり得るだろう。また、たとえば個々の自治会が大きな役割を担っても良いし、「防災会」などが小学校区エリアより小さいエリアで組織されても良いだろう。私見では、自治会・連合自治会が、消防団や防災会やPTAやNPOや小学校や企業などとの連携を進めるといふ、従来続けられてきた努力を過小評価する必要はないように思える。 ・条文の文脈からは、このまちづくり組織は唯一であると解釈される。唯一でなければ、当然代表性は弱いことになり、14条の支援(コミュニティ活動費補助金など)を受ける正当性が薄弱となる。ところが、代表性・正当性の根拠については何も規定されていない。法令の論理構成の全体に無理がある。議会でもたびたび指摘されているところである。 	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の範囲は、「概ね小学校区単位」として幅がある表現としているため、「複数」と記載する必要はないと考えます。 ・人口流出が激しい本市における自治は未成熟であるからこそ、時間をかけて、地域のまちづくりの仕組みを整えているところであり、現時点で、まちづくり組織が代表制・正当性を有するか否かについて判断できません。
124	<p>⑤第12条第2項「取り組む組織」を「取り組む地域活動団体」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取り組む組織」が地域活動団体の一種であることを明記するべきである。条例案の規定では、「取り組む組織」は、3条の「地域活動団体」とは別の存在であることになる。つまり、地域活動団体などの上位に立つ組織(選挙も任命も終ずに何らかの代表性・正当性を取得し、統括するという意味)であるという解釈が成立しうる。逆に言えば、自治会や連合自治会は地域活動団体であるので、この2項によりまちづくり組織内部に含まれる団体となるので、代表性・正当性を有しないという解釈を成立させてしまう。それでは、これまで自治会や連合自治会が果たしてきた、地域を包括する機能を過小に評価することになる。 ・(予備的主張)すでに活動している「西小学校区まちづくり協議会規約」からも、何らかの代表性・正当性を有し他団体を統括するという主旨は読み取れない。規約にある「地域計画の作成」事業・活動とは具体的にどのような力を持つのか明らかではないが、これを除けば規約全体からはむしろ地域活動団体の一種であり、「相互の連絡調整・活動育成」の組織であると理解できる。 	

125	<p>⑥第12条3項に「当該地域全ての市民に開かれたもの」とあるが、これを「当該地域の市民でないものには開かれていない」とする解釈は、想定しているのかいないのか。</p> <p>理由 ・起草者の意図が、加入の手続きを要しない(つまり全員が自動的に加入)というところにあるだろうとは推察できるが、誤読されうる。このまちづくり組織は、地域にある公的施設を管理・利用することが期待されている。ところが、現実には地域にある公的施設では、利用者の住所や目的による排除・区別が行われているので、質問する。露骨に言えば「よそ者には貸さない」という排除が起きている。</p>	<p>ご意見の「公的施設」とは、地域共生ステーションであると考えられますが、ホールは、どなたでも利用可能であり、利用者の住所や目的による排除・区別は行われていません。ただし、会議室の利用は、市内在住、在勤、在学者が半数以上の団体であること等の条件があります。プログラム提案は、施設のコンセプトに合ったものであること等の応募条件があります。</p>
126	<p>⑦⑥(意見番号125)に関連して、仮に、公的施設の利用の排除などを想定していないのであれば、「当該地域全ての」を削除し、「市民に開かれたものとし、」に改める。この条例案の文章全般に言えることであるが、意味のはっきりしない修飾を付けることによって、解釈を混乱させている。</p> <p>理由 ・これまでの長久手市における公的施設の利用についての論争を振り返れば、この「当該」という修飾句は危険な解釈を生むのではないか。この3項の本意が「会員制」ではないという意味にあることは承知しているので、すなおに「市民に開かれたものとし、」と書けばよい。</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>他の小学校区の市民の参加を排除するものではないため、「当該地域全ての」を削除します。</p>
127	<p>⑧第4項を削除する。</p> <p>理由 ・まちづくり組織への参加の「積極的な」努力義務は、参加の強制につながる危険がある。起草者は、小学校区のまちづくり組織への参加を通さなければ、まちづくりではないかのような意気込みである。 ・また、11条との重複規定である。特に後段は、完全に同文である。 ・仮に重複していないと起草者が考えるのであれば、「課題を共有し、協働して解決していく」ことは、11条では重視されていないという解釈が成立してしまう。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・まちづくりへの参加は自発的な意思に基づくものであり、第11条及び本条第4項については、努力規定としています。 ・まちづくり組織は、地域活動団体とは別の団体であるため、重複規定ではありません。それぞれの団体等に応じた規定内容としています。</p>

第13条【地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割】

意見番号	意見内容	市の考え方
128	<p>地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、まちづくりの担い手の発掘及び育成を行うため、他団体や個人との連携や協力を図り、活動内容、運営状況等を明らかにし、市民の理解及び共感を得て、市民とのつながりが生まれるよう努めます。</p> <p>⇒(自らの活動への参加を促し、)を(他団体や個人との連携や協力を図り)に訂正。参加を呼び掛けることだけでなく、より重要で必要なことは、ネットワークを活かすことで豊かな取り組みに発展することに気づくこと。外に向けて積極的につながりを求めれば課題を解決できると思います。自前主義はすぐに限界がきます。人は支え合いながら生きていることに目覚めれば楽に役割が担えます。</p> <p>⇒(市民とのつながりが生まれる)を追記。前文の理由もあり、理解及び共感を得ることの意味や目的を意識することが必要であるとの趣旨。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <p>解説を修正・充実し、「市民同士のネットワークが広がることは、活動の発展にもつながる」旨を追記します。</p>
129	<p>修正案 地域活動団体及び市民活動団体は、活動への参加を広げ担い手の発掘と育成に努めます。また、活動内容その他の運営状況を市政からの支援に必要な範囲で公開するよう努めます。</p> <p>①12条⑤(意見番号124)の修正で「まちづくり組織」は地域活動団体の一つとしたので、削除する。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>まちづくり組織は、対等な立場で個人、団体が集まり、話し合う「協(会)議体」組織であり、地域活動団体とは異なる性質のものと考えます。</p>

130	<p>②第13条「運営状況等を明らかにし」を「運営状況を市政からの支援に必要な範囲で明らかにし」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的な団体や組織であっても、公共的な目的をもち開かれた運営を行うことが期待される。この意味では説明責任を課すことに同意する。しかし、これはあくまでも自主的自発的に行われるべきであって、「活動内容、運営状況等を明らかにする」努力義務を、法令によって課すことは誤りである。結社の自由・通信の秘密(憲法§21)は、個人・団体の自由権であり、団体の運営や活動に関わることを外部に説明するかどうかは、自己決定、自己統治されるべきものである。特に「運営状況等」の等が定義されていないのは危険である。現実には長久手市の一部の手続きでは、会員の氏名・住所名簿の提出が求められているが(直近は確認していない)、憲法違反ではない。 ・仮に、13条の努力義務が足りないことを理由に何らかの不利益な扱いを受けることがあれば、団体自身の成立、存続、活動に関して、公権力による抑制、干渉を受けたことになりかねない。 ・したがって、市政の支援を受けるために必要な範囲での説明責任、努力義務に限定するべきである。 ・「活動内容、運営状況等」のまえにある修飾句、すなわち「自ら…育成を行うため、」という修飾句が、「運営状況等を明らかにする」行為の目的にある枠をはめているのだが、解釈しにくい。また、「市民の理解及び共感を得よう努めます」の主語は団体であるが、このような努力義務まで法令で課さなければならぬのか。あくまでも自己決定することではないか。 ・この条例案は、自治KENメンバーによる骨子案づくりを経て作成されたと説明されている。自治KENでの話し合いの様子は、ニュースレターで公開されている。しかし、膨大な発言には、公開されたものだけ見ても相異なる意見が随所に含まれていることが分かる。しかし、誰が参加したどのような意見を述べたのか、その意見のうちどれが取り上げられ、骨子案や条例案にどのように反映されたのか、議事録は公表されていない。これこそまさに『誰がどのように決めたのか』の見える化が必要である。」(骨子案,p24)運営状況等を明らかにする義務を、市民団体などに求めるのであれば、腕より始めよ。 	<p>【案を修正します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体等が活動への参加を促すために、市民に説明したり、情報提供する内容は、団体のミッションや目標、活動場所や頻度、運営資金源、会の運営体制といった情報が考えられます。これらは、「活動内容」と「運営状況」にすべて含めることができると考え、「等」を削除し、次のとおり案を修正します。 <p>第13条 地域活動団体、市民活動団体……発掘及び育成を行うため、活動内容及び運営状況を明らかにし、……</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例によって、団体等の活動について、市民への説明や情報提供の義務を課すものではありませんので、この条項は努力規定としています。あくまでも、団体等の自発的な意思によって行われることを前提としています。ただし、市の支援制度を活用する際は、この限りではありません。
-----	--	--

第14条【地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援】

意見番号	意見内容	市の考え方
131	<p>(追加)市は、まちづくり組織の運営に関し、他地域の実情を踏まえ最適モデルを示し、運営に関わる援助アドバイスができるように研鑽する。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>第14条に、まちづくり組織等への支援、第9条に職員の役割及び責務について定めています。まちづくり組織の運営方法等は、全国に様々なモデルがありますが、本市の実情に合った組織づくりを進めていきます。市民の自立性を尊重しながら、必要に応じた支援ができるよう、市長及び職員は調査・研究に努めます。</p>
132	<p>議会及び市は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう必要に応じて、協働してまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>⇒(自主性)を(との支援)を(との協働)に訂正。支援ではなくまちづくりの対等の当事者として。</p> <p>⇒(自主性)を追記した。対等の関係であり下請け的、従属的な関係にならないことが必要。</p> <p>⇒(支援します。)(を)を(協働してまちづくりに取り組むよう努めます。)(に)訂正。上記の趣旨。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>述語の「必要に応じて支援する」につながるよう「自立性を尊重」するとしています。なお、ここでは、条の見出しのとおり、団体等への「支援」について定める条項としています。</p>
133	<p>議会及び市は、組織の自立性を……とあるが、現在、具体的にどのようなことを実践しているか。</p>	<p>必要に応じて、相談対応、情報提供、活動場所の提供、経費の助成等を行っています。</p>
134	<p>修正案 地域活動団体及び市民活動団体は、公共的活動を行うために必要な資源を提供するよう行政と議会に求めることができます。行政は、資源の提供に関し必要な事項を別に定めます。</p> <p>第14条の条文全体を「地域活動団体及び市民活動団体は、公共的活動を行うために必要な資源を提供するよう行政と議会に求めることができる。行政は、資源の提供に関し必要な事項を別に定める」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に市民主体を目指すならば、財政民主主義の修正まで考えなければならない。行政が支援を与えるという発想ではなく、市民団体等が請求することができる制度が必要である。つまり、予算を市長が編成し議会が議決する手続きを補足して、直接市民団体等が行政や議会に請求できる制度(予算執行段階での請求制度もありうる)を設けるべきである。そもそも税(市の有する資源)は誰のものか、使い方を決める権原は誰にあるのか。修正意見のように、主語を市民にするべきである。条例案では支援する側とされる側に分かれ、支援する側が主体で、市民を支配しているかのように感じられる。 ・なお、まちづくり組織については、地域活動団体の一つと考える。 ・担い手組織を育てるといった目的があるので、個人は支援対象に含めてない。 ・具体的な手続きについては、別の定めが必要である。 	<p>【案のとおりとします】</p> <p>議会制民主主義の観点から、市民と議員そして市と議員の対話を通して、市民の意見を把握することが前提であり、得た意見を踏まえ、必要に応じて議会及び市が支援を行います。</p>

第15条【住民投票】

意見番号	意見内容	市の考え方
135	「住民投票」を実施方法も決めずにこの基本条例に盛り込むのは乱暴です。住民投票は、重要な案件で市長と市議会が対立するなど行き詰まったときに民意を問うのが本来であり、みだりに行われるものではありません、解説にある常設型か個別設置型かはこの条例案になにも記載されていません。常設型にでもなれば市議会すなわち間接民主制の否定になりかねません。	【案及び解説を修正します】 住民投票制度が、市民主体のまちづくりのための基本的な制度であること明確にするために、この条例に位置付けています。
136	長久手市政に関する特に重要な事項について、市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があると市長が認めたととき、投票の資格を有する住民の請求又は議会若しくは市長の発議により、住民投票を実施することができます。 ⇒住民投票する対象と要件を分かり易くした。住民投票するテーマと実施の判断は市長権限で行う。	住民投票は、市民に重大な影響を及ぼす事項や、市民の意見が大きく分かれるような政策について、直接民意を聞く制度です。本来、この制度が活用されるような事態にならないよう対話を重ね、安定性の高い政策の決定や実施ができるよう、合意を図っていくことが重要であると考えます。 この条項は、市長又は議会の提案によるほか、地方自治法に基づく直接請求により、一定の要件を満たせば、住民の発案により住民投票条例の制定を請求することができ、議会が可決すると住民投票が実施できる、いわゆる個別設置型の住民投票制度について定めています。
137	住民投票とは、物を云える状況を示すが、その資格は「投票の資格を有する」と有り、住民票保有者を指すことになる。⇒第3条 市民の定義と整合が必要では。	しかし、案では、個別型であることが明確になっていないため、下記のとおり案を修正します。
138	修正案 市長は、市政に関する重要な事項について市民の意思を問うため、法律に基づく住民投票とは別に、住民による投票を実施することができます。 2 略。 3 略。 ①第15条第1項の条文全体を「市長は、市政に関する重要な事項について市民の意思を問うため、法律に基づく住民投票とは別に、住民による投票を実施することができる。」に改める。 理由 ・日本では自治法が定めている住民投票制度は、限定的でハードルが高く、実施例は多くない。このためある政策課題について直接住民の意思を問うには、条例制定の直接請求（§74）をおこし、請求が成立した案件について住民投票条例を個別に議会が制定して、その条例に基づき投票を実施するという手続きしかなかった。住民投票に問題が発生する理由のひとつは、ハードルが高すぎ経験が乏しいためであるとも言われている。経験を積むことが民主主義の成熟には欠かせない。ところが、条例案は定義の明確でない修飾や制限を付けているために、住民投票の実現を極めて困難なものにしている。詳細は、以下の質問・修正意見のとおり。	第1項 長久手市に関する……、市長は、その都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。 第2項 修正なし 第3項 削除 なお、地方自治法に基づき、住民投票を実施するための条例の制定を請求することができるのは、有権者の住民に限られていますので、第3条に定義する「市民」の範囲とは異なります。 ・住民投票の実施には多大な経費と労力を要することから、みだりに実施されるものではなく、「特に重要な事項」について、対話や十分な議論をし、実施するものである旨を定めています。住民投票を実施するか否かは、事案ごとに議会が判断することとなり、地方自治法に基づく住民の直接請求権を制限することにはならないと考えております。
139	②定義の明確でない修飾の一つが、第15条第1項の「特に重要な」である。「特に」とは何か。定義してほしい。 ・また、条例案では、特に重要で「必要がある」との認定は住民の請求の前に行われるが、認定するのは誰か。条例案では市長が住民の直接請求の前に認定すると解釈できるが、市長が認定しなければ直接請求署名も起こせないのか。 ・（予備的主張）15-①（意見番号138）の修正意見は、法律に基づかない住民投票を主張しているの、で、「重要な事項」と認定する権限を市長に与えている。しかし、条例案が仮に自治法で定められている内容と同様（解説書p22）であるというなら、住民の直接請求に「重要な事項について」という制限をつけることは違法である。 理由 ・自治法（§74等）は、住民が直接請求する理由は一切問うていない。つまり、自治法は手続きを定めているだけで、重要であるかないかという理由は問わない。この条例案は自治法で認められた直接請求権を制限する条例であり、「同様の内容」であるどころか違法の疑いがある。	
140	③第15条第1項の「市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、」を削除する。 ・（予備的主張）「対話を重ね、十分な議論をしてもなお」と認定するのは誰か。市長か。また、このような状態になれば、あるいはどのような手続きによれば認定され、請求などが許されるのか。 ・（予備的主張）この条例案は、議会に対しても「市民」との十分な対話や議論を求めている。長久手市議会が「市民の意思の反映に努める」努力を続けていることは、もとより良く承知しているところであるが、議会の発議（議事）そのものは、議会の自己決定による。この条例案は、議会の議事に条件を付けていると解釈できるが、疑義は生じないのか。 ・また、現在実施されている請願、陳情や議会報告会などに加えて、具体的にどのような対話と議論を、条例案は想定しているのか。 理由 ・民主主義のあり方として、対話や議論が重要であることは言うまでもない。事実や資料をもとに十分議論されないまま住民投票が行われ、ポピュリズム的手法ではないかと問題になった事例も起きている。しかし、住民投票の直接請求や議会の発議の前提条件として、対話や議論十分であるかどうかの認定を、法令で定めることは誤りである。 ・繰り返すが、自治法（§74等）は、直接請求の理由は一切問うていない。対話や議論が十分であるかどうかを問うていない。ただし、法律に基づく住民投票とは別に、条例によって住民投票が実施される場合であれば、あらかじめ対話や議論の手続きを定めることは可能である。しかし、対話のプロセスや成果が満足できるものかどうか、誰が認定するのか。神が裁くのか。	

141	<p>④解説書(p22)の「個別設置型の定め」を削除する。 理由 ・この条例案の日本語からは、解説書に説明されるように「個別設置型の定め」であると解釈できない。解説書の暴走である。</p>	
-----	--	--

第4章 市政運営

第16条【市政運営】

意見番号	意見内容	市の考え方
142	市は、公正かつ積極的な情報公開による透明性の高い市政運営を基本とし、市民と協働してまちづくりを進めます。 ⇒(積極的な情報公開による)を追記。市民が市政に関心を与えるために知らせることは、義務です。 ⇒(が主体的に行動できる)を(と協働して)に訂正。主体的行動できることを決めるのは市民です。	【案のとおりとします】 ・この条項は、第4条の情報共有の原則に基づく情報提供に関する規定です。情報公開に関することは、第18条に別に定めています。
143	ここは、首長、議会とも4年の任期で選出される事を基本にする必要があると思う。 首長選挙で、公約を明確に掲げて選挙に臨むこと。その公約の是非で選挙が行われることがなければ、「公正かつ透明性の高い市政運営」とはならないのではないか。	・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 ・首長及び議員の任期は、地方自治法に定められています。
144	条例案第9条2項に「積極的に市民と交流・対話しながら課題等を把握」とあり、また同第16条2項にも「積極的な情報提供に努める」とあります。しかし、条例案各所に積極的な市の姿勢を示しながら消極的とも思われる一文が同条2項の後半に「市民から説明を求められた場合は、誠実に応答します」と記されています。条例案には、積極的という表現が各所に記されている点と矛盾する(何か逃げようとする思いが明文化されているところに不安に思う)感じをいただきます。条例案9条2項の条文及びその解説に「職員は、まち全体を職場と捉え積極的に市役所からまちに出て、市民と交流し対話することで課題を把握」ともあります。何か9条2項の一文に関して積極的な姿勢を示しつつ、市民からの説明が求められなければ答えない等々穿った見方をしてしまいます。疑問点を記し、誤解なきよう宜しくお願いします。 (蛇足)市長は、絶えず挨拶の大切さを語っておられます。役所へ行った時も、こちらから挨拶をしなければ返事が返ってこない職員が散見されるのが残念に思っています。 職員は「全体の奉仕者」と条例案9条にも記されています。何にも市民に対して遜った姿勢を求めているものではありません。常識を持った職員であって欲しいとおもうからであります。 千昌夫氏も「みそしるの歌」で語っています。・・・いつか大人になったとき、なぜか偉そうな顔をするが・・・と。	【案を修正及び解説を修正・充実します】 ご意見を踏まえ、わかりやすい表現となるよう、次のとおり案を修正します。 第2項 市は、計画の立案、実施及び評価に至る情報を市民及び議会と共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供及び説明に努めます。
145	第2項の「共有」及び「情報提供」の対象者が記述されていない。「～至るまで、市民及び議会と、」等と修正されたい。	
146	市は、計画の立案、実施及び評価に至るまで、その過程、内容、目標の達成状況等あらゆる情報を市民及び議会と共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報公開に努めるとともに、市民から説明を求められた場合は、誠実に応答します。 ⇒(市民及び議会と)を追記。共有すべき相手を普段に意識するために追記。 ⇒提供を(公開)に訂正。提供という言葉は、後に続く条文の「求められたら」というニュアンスがあり、義務として積極的に提供するという趣旨。	
147	市は計画立案から実施にいたる全ての意志決定経過を文書化して情報を公開すること。	計画づくりの経過については、原則公文書として保存しています。特に、市民に知ってもらいたい情報については、積極的に広報、ホームページ等において公表しています。公表している文書以外は、請求に基づき、公開することとしています。
148	市計画の立案、実施とあるが、現況どの程度、立案、経過、チェックがされているか。	平成30年1月時点で、29の市の計画があります。そのそれぞれについて、策定の経過(審議会等の議事録、ワークショップの開催記録等)が公表されています。また、計画に基づき、取組状況の評価・改訂を行っています。

149	第3項は市の内部規定であり、この条例への記述はそぐわないため削除されたい。	【案のとおりとします】 市民主体のまちづくりを進める上で、職員の役割等は非常に大きいと認識しています。職員が、能力を十分に発揮するための人材育成、職員配置は、市政運営における重要な要素であると考えます。
150	わざわざ明記する必要があるのでしょうか？職員の人や組織づくりは、まちづくりの実践だけではないはずと思います。	
151	市は、まちづくりの実践の場で得られた市民の意見や提案等から学び、職員のあるべき姿の実現のための人材育成及び職員配置に努めます。 ⇒(通して)を(の場で得られた市民の意見や提案等から学び)に訂正。実践の場にいるのは、市民です。地域に出て、その実践の場で得られた市民の意見や提案から、何を調査したり、何を研究したりすべきかが分かってきます。サービス対象者である市民のニーズにいかに応えるかを考えることが公務員の第一義的な努めであると思います。	【案を修正します】 ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現にするため、次のとおり修正します。 第3項 市は、まちづくりの実践を通して、職員の人材育成及び配置に努めます。
152	修正案 市政は、第4条の基本原則にのっとり地方公共団体としての責任により主体的かつ自立的に運営します。市政は、多様な担い手がそれぞれの役割と責任をもち協働して解決していくことができるよう運営します。 2 行政は、長久手市情報公開条例に定めるところによるほか、計画の立案、実施及び評価にいたる情報を共有するために、積極的な情報提供に努めるとともに市民の求めに応じて誠実に説明します。 3 市長は、第9条にのっとり必要な職員の育成と配置に努めます。 ①第16条第1項を「市政は、第4条の基本原則にのっとり地方公共団体としての責任により主体的かつ自立的に運営する。市政は、多様な担い手がそれぞれの役割と責任をもち協働して解決していくことができるよう運営する」に改める。 理由 ・この条例には「基本原則」に関する条項が二か所(4条と16条)あるので、その関係を明らかにしておく必要がある。16条は、4条の基本原則を市政運営へ具体化する条項であろう。そのように展開する記述が望ましい。 ・基本原則をうたうこの条項は、地方自治は団体自治と住民自治からなるという、教科書的な理解に沿って記述されることが簡明ではないか。 ・修正案文の前半は団体自治について述べている。団体自治として今日市政運営に求められるのは、地方分権が進むなか、地方公共団体としての主体性、自立性であろう。条例案のいう公正さや透明性が重要なことは言うまでもないが、今日的な規定としてはトップに来るだろうか。さらに、透明性は2項と内容が重複している。 ・修正案文の後段は住民自治について述べている。住民自治として今日求められるのは、「多様な担い手がそれぞれの役割と責任をもち協働して解決していくことではないか。多様な担い手には、当然行政が含まれ、その役割と責任が問われる。 ・条例案1項の規定では、今日の住民自治に不足しているのは、市民の主体性、市民の行動であるといわんばかりである。主語の「市」が、「市民が行動できる」ように「進めます」と明言している。 行動したくてもいろいろな理由で行動しにくい人もいる。行動に参加できなくても、およそ主体性が全くない人は存在するの か。社会的弱者ほど参加行動はしにくくなる。人は参加行動しなくても、生きていること自体に価値がある。「みんながって、みんないい」。	【案のとおりとします】 ・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、第1項では、住民自治を進めるための市政運営の基本的な事項を定めています。 ・第2項では、第4条の基本原則を進める上で特に重要である情報提供及び説明について定めています。
153	②情報公開、情報提供の条項が重複しているので、第16条第2項で整理する。なお、条例案のように修飾を書き込めば書き込むほど、解釈が混乱し、かえって限定的に解釈されてしまうことに注意する必要がある。法令は、簡にして要を。	・第2項は、市は、公開請求がなくてもまちづくりに必要な情報を積極的に提供することによって、第4条の基本原則にある「情報共有」を進めることを確認する規定です。 ・請求に対し公開する情報と、共有のために提供する情報については別に定めることが適当であると考えます。
154	③第16条第3項を「市長は、第9条にのっとり必要な職員の人材育成と配置に努める」に改める。 理由 ・条例案の「まちづくりの実践を通して」は、どの句を修飾しているのか。原文では「職員配置」にもかかるが、それでは日本語として意味不明になる。 ・人材育成に関しては9条との重複規定になるので、「第9条にのっとり」で十分。また、修正意見のように9条との関係を書けば、「職員のあるべき姿の実現」の句は不要。逆に原文では、9条とは別に「職員のあるべき姿」が存在するという解釈が成り立つ。 ・「まちづくりの実践を通して」が人材育成を修飾しているとすれば、研修・人材育成の様々な手法があるなかで、特定の手法だけを強調することになり、適切ではない。人材育成の手法まで法令化するべきではない。 ・なお、職員配置の任命権者は「市長」である。単なる誤記か。	【案を修正します】 ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。なお、職員配置の任命権者は市長のほか教育長の場合もありますので、本条項の主語は「市」とします。 第3項 市は、まちづくりの実践を通して、職員の人材育成及び配置に努めます。

第17条【計画的な市政運営】

意見番号	意見内容	市の考え方
155	<p>市は、この条例に基づき、あるいは指針として、長期的な展望に立った基本構想及び基本計画を内容とする総合計画を策定し、総合的に計画的な市政運営を行います。 ⇒(あるいは指針として、)を追記。市政運営の将来等を示唆している意味合いから。 ⇒(総合的に)を追記。縦割り行政の問題を発生させないで成果を得るために、総合的な見地が必要。</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>「総合計画」について、用語の定義に追加しましたので、それに伴い、次のとおり案を修正します。</p> <p>第1項 市は、この条例に基づき、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。 第2項 総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。</p>
156	<p>前項の基本構想及び基本計画については、市民参加による十分な協議を経て、議会の議決を経るものとします。 ⇒(及び基本計画)を追記。計画の内容を市民と同様に議会に対しても提示することが必要。 ⇒(市民参加による十分な協議を経て、)を追記。第10条との統一性を図るために明記。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>第10条に則り、総合計画は市民参加により策定します。</p>
157	<p>修正案 行政は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想及び基本計画を策定します。</p> <p>①第17条第1項を「行政は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想及び基本計画を策定する」に改める。 理由 ・条例案中にばらまかれている基本計画策定の権限を図にすれば、次のようになる。 行政はこの条例に基づき総合計画(17条1項)立案 ⇒ 10条の市民参加(17条解説書) ⇒ 「基本構想(議会で議決、17条2項)+ 基本計画(議決不要)」を行政が策定 ⇒ 市民と行政による基本計画の検証・見直し(21条解説書) ⇒ 市長の、総合計画に基づく市政運営の責務(8条) つまり、市政は「この条例」をよりどころとし、議会の議決を要しない(17条2項)基本計画が策定され、議会が関与せず市民と行政によって基本計画の検証と見直し(解説書,p26、ナント議会は検証される立場なのです)が行われ、その基本計画に基づき市長により市政運営は進められる(8条)という構造が作られる。 注: 条例案は「総合計画」「基本構想」「基本計画」が巧みに使い分けられている。基本構想は「想い」が語られる内容になりつつある。実質的な行政計画は基本計画になる。だから、基本計画に関する主体や権限に絞ってこの条例案を読むことが肝心。</p> <p>基本計画の作成は10条の市民参加により策定される(解説書,p24)。また、条例の検証と基本計画の検証・見直しは連動して行われ、その主体は「市民及び市(行政)」であって議会は関与できない(解説書,p26)。当然行政の長は市長である。 ・基本計画は、市政全般にわたる実施計画である。毎年度の予算は、この実施計画に基づき編成され議会で修正されることはまれである。この基本計画の策定・検証見直しプロセスに市民参加の道が開かれ、議会は手続き上関与の道を閉じられる。</p> <p>・しかし、長久手市での市民参加イベントでは、対話的手法やワークショップ的手法が多用されるので、大勢の参加者の自由な膨大な発話が生まれるが、個々の政策にどのように反映していくのかは、むしろ分りにくくなっている。議事録は作成されないのが、実態としては、集約される段階で職員かコンサルの作文・作画にならざるを得ない。膨大な発話は、誰にも(市民も、参加者も、やっている職員自身も)分からなくなる。発話が政策に結びつくプロセスが、誰にも分からなくなるから、基本計画を編集し執行する市長(行政)の権限が、実質的に強化されることになる。</p> <p>・つまり、この条例案によって、市長－議会－市民の関係が大きく変わることになる。これは議会制民主主義を市民参加が補完するのではなく、議会の飛び越えて一見直接民主主義のような(そのような気にさせられる)制度を実現しようとする条例である。直接民主主義のあり方や市民参加のあり方の諸説はさておき、乱暴なやり方に変えようとしている。仮に、基本計画の策定・検証・見直し、参加者名も議事録も公開されないこれまでのような市民参加イベントによって進められるならば、それは議会の上につられる正体の知れない機関である。</p> <p>長久手のみならず日本では、残念なことだが、市民の市民性公共性は未成熟であると言われている。市民参加手法のデザインは、特に政策に直結させようとするデザインは、慎重に設計しなければならない。</p> <p>・しかも、第6次の基本構想は、「笑顔、あいさつ、役割、つながり、愛着」(第2回総合計画審議会資料2017.12)などのイメージ的な表現が多用されるだろう。誰からも反対されにくい、まるで広告のようにキャッチーなコピー句が並んだ基本構想になるのではないかと。議会としても、イメージや「想い」や「物語」で理想を描いた基本構想に、どのように対応するか戸惑うばかりだろう。</p> <p>・基本構想はイメージ中心で書かれ、具体的なプロジェクトや地域計画は、基本計画に盛り込まれることになり、市長には推進する責務が生じる(8条)。しかし、繰り返すが基本計画の策定にも、議決にも、検証・見直しにも、議会は関与できない。</p> <p>・なお、第2回総合計画審議会資料の「策定スケジュール」からは、議会の関与の仕方を変えようとしていることは読み取れない。なぜか。</p> <p>・ところで、条例案の「長期的な展望」とは何か、定義してほしい。どうしても必要な修飾か。上記のように議会制民主主義を飛び越えようとする条例なので、漠然とした用語は避けるべきである。</p>	<p>【案を修正します】</p> <p>「総合計画」について、用語の定義に追加しましたので、それに伴い、次のとおり案を修正します。</p> <p>第1項 市は、この条例に基づき、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。 第2項 総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。</p> <p>・議決案件は、議会の議決を経て、自治体が条例で定めます。本市では改正前の地方自治法の規定を準拠し、総合計画については基本構想を議決案件とするものとして、この条例を議会に提案します。</p> <p>※本市の総合計画は、将来像を明らかにする基本構想、基本構想を実現するための施策方針や具体的な目標、進め方を示す基本計画、基本計画で掲げた施策を具体的に事業計画化した実施計画で構成します。 現在策定中の平成31年度からの次期総合計画の計画期間は、基本構想は10年、基本計画は10年、実施計画は3年を予定しています。 この条例では、実施計画は、基本計画に含むものとしています。 ※基本構想の期間については、本市を取りまく社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、10年間としています。なお、10年後に基本構想を見直す際は、2050年の本市の姿を描いた長久手未来まちづくりビジョン(平成27年策定)の方向性に即して策定することになります。</p>

	<p>・長久手市では、従来も「総合計画」に「基本構想」「基本計画」が含まれ、10年毎に改定してきた。現在は自治法の改正(2011)により基本構想の策定が法定事項でなくなり、計画手法の自由度が高まっている。つまり、「基本構想」「基本計画」に何を書き込むか、どのように議会へ諮るかの自由度が高まっている。</p> <p>従来長久手市の基本構想には施策の大綱や基本方針が書かれ、基本計画には主要プロジェクトや分野別計画が書かれてきた。計画手法から見れば、長久手市では両者の内容の違いは大きくない。つまり、両者をまとめて「基本構想」あるいは「基本計画」と呼んでも不思議はない。法改正されたこの機会に、両者のあり方を見直してはどうか。何よりも、10年のプロジェクト計画では期間が長すぎる。</p> <p>もともと改正前の自治法(§2-4)は、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」とされていた。ところが、基本構想は議会の議決が必要などから比較的理想的な内容とし、10年あるいはそれ以上の期間内容を変更しない自治体が多かった。しかし、まさに総合的計画的な行政運営の必要があるので、「基本計画」「将来計画」「実施計画」などの名称の3～5年程度の期間の計画書を、議会の関与を薄めて策定する自治体が多かった。縦割りになりやすい単年度予算という財政制度の欠点(単年度主義は変えようがないが)を、克服する計画手法・計画技術が必要だったからである。</p> <p>この機会に長久手市は「総合計画」の呼称は捨て、基本構想はより理想的な10年を超える長期の構想を内容とし、基本計画は5年程度の財政計画を含む実施計画を主な内容とするものに変えてはどうか。この5年という点に限って、解説書(p26)を是とする。ところが、p16.p24では「10年」、p26では「5年」、総合計画関係の資料では「実施計画概ね3年」と書かれ混乱している。つぎはぎの苦勞の跡か。</p> <p>また、今回の「ながくて未来図」のようにしていねいな参加プロセスを経たものは、理想論的な将来への「図」となるだろうから、理想を10年程度で見直すべきではない。事務方は、10年毎に「ながくて未来図」のプロセスを繰り返すのか。</p>	
158	<p>②第17条第2項を削除する。</p> <p>理由 ・上記のようにこの条例案全体が、議会制民主主義を飛び越える乱暴な内容であり、精査が足りないのではないかと。2項についてとりあえずは削除を求める。なお、基本計画が財政計画を含む実施計画的なものとなるならば、弾力的な運用を確保する必要もあり(議決案件にすると翌々年度以降の予算審議になってしまうので)、議会へは計画案の報告等を詳細に行うにとどめるという計画手法はありうると思うので申し添える。</p>	

第18条【情報公開及び個人情報の取扱い】

意見番号	意見内容	市の考え方
159	<p>議会及び市は、長久手市情報公開条例(平成13年長久手町条例第24号)の定めるところにより、その保有する情報を市民に対して積極的に、公正かつ適正に公開しなければなりません。</p> <p>⇒(対して積極的に、)を追記。積極的とは、データを分かり易く編集することを含め、普段より業務の一環としてルーティンワーク化し、義務とする趣旨。本条文の対象は、市政情報であり単に「取扱い」の対象というより公開することが趣旨であり、主体的な市民を育むための重要なルールです。個人情報の取り扱いは別の条文とすべきと考えます。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>この条項では、市情報公開条例に基づき請求があった場合に、公開する義務がある旨を定めており、「積極的に」という言葉はなじまないと考えます。なお、第18条では、情報に関する制度として、情報公開、個人情報の取扱いについて定めています。</p>
160	<p>条文の修正(下線部分) 市民及び市は、<u>市民の生命及び財産を保護するため</u>、緊急でやむを得ない場合に必要最小限の個人情報を・・・</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。</p>
161	<p>「生命及び財産の保護のため、緊急でやむを得ない場合」とはどういう場合か？定義をはっきりさせて下さい。</p>	<p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。</p> <p>この条例によって、個別具体的な事項について判断するものではありません。</p>

162	<p>修正案（個人情報の取扱い） 行政は、長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）の定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。</p> <p>2 市民及び行政は、やむを得ないと認められる場合において生命財産を保護するため又は助け合うため、必要最小限の個人情報を共有することができる環境づくりに努めます。行政は、この環境づくりの行動計画を別に定めます。</p> <p>①第18条第1項を削除する。 ・（再掲）情報公開条例との関係については、第16条第2項に、「長久手市情報公開条例に定めるところによるほか、」を入れる。 理由 ・18条の規定は4条、5条、16条との重複規定となるので、この条項に明記するべきは個人情報の関係だけではないか。 ・解説書（p24）では、情報公開条例による情報公開とは別に情報提供する旨が書かれているが（「・・・とともに、」という日本語の意味を考えてほしい）、条例案の日本語ではまったく逆の意味の解釈にしかならないので改める。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の基本原則に基づき共有される情報は、市民、議会、市がそれぞれ持つあらゆる情報を指しています。市に限って言えば、文書化された情報のみならず、職員が持つ様々な情報も含んだ広い範囲の情報です。市は、膨大な情報から、市民に特に知ってもらう必要がある情報であると判断したものについて、広報や市ホームページ、市役所情報コーナーで公表しています。 一方、第18条1項に定める、情報公開条例に基づき公開する情報は、市、議会の公文書であり、請求に対し公開するものです。 ・前述のことにに関して、ご理解いただけるよう第4条及び関連する第18条の解説を修正、充実します。
163	<p>②第18条第3項を2項とし、「市民及び行政は、やむを得ないと認められる場合において生命財産を保護するため又は助け合うため、必要最小限の個人情報を共有することができる環境づくりに努めます。行政は、この環境づくりの行動計画を別に定めます」に改める。 理由 ・起草者の意図とは別に、誤って解釈されやすい日本語なので改める。条例案では、「生命及び財産の保護のため」であれば、「緊急でやむを得ない場合」でなくても個人情報を共有できるとの解釈が成り立ちうる。特に、財産の保護のために個人情報を・・・と誤読されると危険である。 ・条例案では、「緊急でやむを得ない場合」と書くが、「緊急」かつ「やむを得ない」では、条件が厳しいのではないか。たとえば管理不十分な空地問題では、緊急性は認められにくい。「やむを得ない」で良いのではないか。 ・しかし、「やむを得ない場合に」では、主語がはっきりしないので、拡大解釈される危険がある。「やむを得ないと認められる場合」として客観的な判断を条件とする。どのように客観性を担保するか、まさに「環境づくりの行動計画」が必要である。 ・条例案では、「地域で互いに助け合い、支え合うための」という修飾を付けているが、意味のはっきりしない修飾を付けることによって解釈しにくくしている。たとえば「助け合い」と「支え合う」とは違うのか。「地域」の範囲がはっきりしないので、「地域外」の人からの支援や連携はどうするのかなどの解釈のしにくさが生まれる。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3項は、市民、市がともに、あいさつを基本とした顔の見える関係づくりを進める等、情報共有することができる環境づくりに取り組むための心構えを定めるものです。
164	<p>③第18条第3項に「行政は、この環境づくりの行動計画を別に定める」を加える。 理由・アクションプランの無い規定では、いつまでもたっても環境づくりが進まない可能性がある。「行政」に行動計画の策定と実行を義務付ける。</p>	

第19条【安心安全なまちづくり】

意見番号	意見内容	市の考え方
165	<p>市は、市民の安心安全を確保するため、犯罪や自然災害の防止に努め、重大な災害、事故等の発生時に、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確な対応を行うための危機管理体制を整えます。 ⇒(犯罪や自然災害の防止に努め)を追記。普段より市民と協働して自然災害や犯罪の防止に努める。その上に重大な災害等に備えた体制の整備することが必要。</p>	<p>【案を修正及び解説を修正・充実します】</p> <p>ご意見を踏まえ、「自然災害、重大な事故等」の発生時の対応だけでなく、未然防止対策を含めた危機管理体制を整える旨を加えることとし、次のとおり修正します。併せて、自然災害、重大な事故等の等を含む事項について、解説にて明確にします。</p>
166	<p>これまでの市民参加による計画組成(たたき案)の過程で、市民側から多く出されてきた意見と本条例にまとめられた市の表現方法を見比べてみると、残念ながら、市民の意向とは大きな乖離があるように思われます。 →それは、「防犯という、市民にとっては、もっとも重要な課題に対して、前向きに向き合う姿勢が欠落しているように思われる点」です。行政の役割・あり方という観点から、修正する必要があるように思います。 市民参加によって得られた意見等については、市が責任を持って集約し、これを適切にまとめることで、第10条の「市民参加及び協働」の考え方が、市民に客観性を持って受け入れられ評価されることになると考えます。 このことから、第5条3項に掲げられている市民の権利の実現(住みよさや幸せを実感しながら暮らす)に、市民の主体的な声を市政に反映しようとする等の文言どおり、これまで多く出ていた市民の声や条例の素案づくりのアイデア等の意向集約の過程においても恣意的解釈の介入する余地を残さないようにすべきと考えます。 その観点から、たとえば、条例第19条1項を見てみると、重要かつ喫緊の課題に触れることを避けようとしているかのような、表現になっており、文言更正(加入)の必要があると考えます。 言うまでもなく、防犯の「犯」は、犯罪のことであり、かつ犯罪は事故ではなく、事件のほうです。 しかし、条文の表記を見る限りでは、「市民の安心安全を確保するため、自然災害、重大な事故等の発生時、…」との、間違った表記(下線部分)がされ、かつ事件が発生した後の事後対応だけに限定して、言及されているため、市民の期待する凶悪犯罪等の未然防止にむけた対策に対しては、いかにも消極的との疑いを持たれる条例文言になってしまっています。 市および市民が目指す「安心安全なまちづくり」とは、緑多く、住んで楽しく、訪れても楽しいまちのことであり、そのためにも、インフラ整備や犯罪・災害の少ない防犯防災対策の行き届くまちづくりをめざすことこそが、「いいまち」の実現・維持につながるのと市民の意向等が多く出ていますので、掲題19条1項については、以下のような記述(案)に変更することが必要と考えます。</p> <p>(修正案) 市は、市民の安心安全を確保するため、凶悪犯罪や危険運転等による事件・事故から、市民を守り、自然災害等による被害を、未然に防止するための必要な施策ならびにインフラ整備に取組みます。 また、万が一、重大な事件・事故、自然災害等の発生時には、関係機関と連携・協力し、迅速かつ的確な対応を行うための危機管理体制を整えます。</p>	<p>第1項 市は、…自然災害、重大な事故等に備え、危機管理体制を整え、災害等の発生時には、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対応します。</p>
167	<p>これまでの市民参加による計画組成(たたき案)の過程で、市民側から多く出されてきた意見と本条例にまとめられた市の表現方法を見比べてみると、残念ながら、市民の意向とは大きな乖離があるように思われます。 →第19条第1項では、防犯・防災に関する市の役割意識と取組姿勢の記述がありましたが、残念ながら、市の表現を見れば、インフラ整備等のあらゆる手段や施策を駆使し、市民を犯罪や災害などの被害から守ろうとする姿勢が不足し、かつ、論理的な思考にもとづき、事件・事故を未然に防止するという観点における重要な文言が欠落した表記になっており、別に、修正の必要性に関する意見書を提出しております。 第2項には、市民側の防災に対する自助・共助への努力義務が示されていますが、もとより、防災対策は、市民や自治会・関係団体等による啓蒙活動だけで、市民を災害から守ることなど到底できるはずもなく、今一度、行政の使命について、その役割意識・取組姿勢を確認いただく必要があるように思います。 言うまでもなく、行政の仕事は、民間企業のように、潜在的なニーズを掘り起こし、それに新しい付加価値を見つけて、購買意欲をかきたて、新たな需要を捻出するような、開発型の業務として期待されているわけではありません。 あるべき姿とは、たゆまなく、現状分析と工夫改善を繰り返していく中で、将来、起こりうるリスクを事前に察知し、これを最大限排除するためのインフラ整備に、十分な時間と高い優先順位をもって、地道かつ着実に実践していく使命感こそが最も重要であるように思われます。 その意味で、同2条において、市民に対して、日頃からの防災に対する取組準備や啓蒙活動、共助の意識を問いかけることは、もちろん被害を最小限におさえるための、重要な方法の一つとは思われますが、防災に関する取組・努力を、個人、近隣、自治会に求めるだけでなく、まず、行政が取組むべき課題を明確にした上で、市民・地域に、防災訓練などを繰り返すこと中で、自助・共助を実践する土壌を、着実に進化させることが必要と考えます。 しかしながら、防犯・防災に関する取組について書かれている条例文言は、第19条以外に、見当たらないため、この条文に、包含させる必要があることから、災害時に備える対応については、以下のように、修正する必要があるように思います。</p> <p>(修正案) 市および市民(個人、近隣を含む)、自治会等は、災害に備えるため、防災に関する取組を行い、万が一の災害時には自分自身を守る努力をするとともに、互いに協力します。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>第1項では、市(公助)の役割等について定めており、第2項では、市民による自助、共助について定めています。</p>

168	<p>第19条は、市民の安心・安全を確保するために、市および市民それぞれに期待されている役割が表記される構成となっていますが、原案の1項では、防犯・防災発生時の、事後管理体制の整備をメイン項目にした記述になっていたことや、原案の2項では、市民のみに、防災への取組を求めるなどの問題点が見つかったことから、別に、条文修正の必要性に関する意見書を提言しております。</p> <p>加えて、「市は、市民の安心・安全を確保するため」と、第19条の冒頭から、上記の文言を切出していますが、防犯・防災以外にも市民の安心を確保するための取組課題が目白押しの中、これらのごとに何ら言及していないことは、重要文言の欠落と思われるため、市民も気付くことと思われますが、条例案を、尻切れトンボにしないように、第3項を追加し、第19条を完成させる必要があるように思われます。</p> <p>具体的には、防犯・防災などの課題以外に、行政に期待されていることとして、これまでの市民参加による計画組成(たき案)の過程でも多くの意見が出されてきました。例えば、高齢者福祉・さらなる施設整備・老々介護家庭の孤立回避・地域医療とパーソナル医療・市民のトラブル被害回避と不安解消支援・反社会勢力の進入阻止など、に関するものでしたが、防犯以外のテーマについても、市民が安心して暮らせるインフラ整備を優先してほしいとの意見も出されていたように思われます。</p> <p>もちろん、安心・安全な環境整備に関して優先すべきは、犯罪被害から市民を守ることでありますが、犯罪を未然に防ぐためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要で、市・市民・地域が一体となって、防犯施設(装置)等の整備を促進し、道路・公園・駐輪場等における見通しの確保など、市民の生活の安全確保を最優先に取組めるようにすべきと考えます。そのためにも、条例で、取組課題を明確にしておくことが必要と考えます。</p> <p>多分、現在も、気概を持って前向きに取組まれている関係部署の各職員が、あるべき姿を思慮し、優先すべき計画づくり・必要な予算確保等に対応できるようにしたいと考えても、いろいろな制約の中で実現は難しいと、悩まれていると思われませんが、これにも、応えられるように、準備していくことも必要と考えます。</p> <p>(案) すべての人が、安全で安心して暮らせるまちにするためには、自分たちのまちは、自分たちで守るとい、ひとり一人の意識改革と地域で助け合うという意識が必要です。そのために、防犯・防災活動のみならず、市および市民・地域・関係団体・事業者等が協力し合って、さまざまな課題に取組み、地域をあげて、市民が安心して暮らせるまちの実現をめざします。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>追加で示された案については、前文や第1条の目的で示す内容と同様であると考えます。</p>
169	<p>条文の修正(下線部分) ……、迅速かつ的確な対応ができるように危機管理体制を整えます。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>ご意見の趣旨は、案に表現されていると考えます。</p>
170	<p>市は、市民の安心安全を確保するため、の後は【Jアラートへの対応強化】も記載すべきです。</p>	<p>【解説を修正・充実します】</p> <p>Jアラートによって伝えられる地震、津波、ミサイルの発射等の有事については、条項中の「自然災害、重大な事故等」の「等」に含まれます。「等」を含む事項について、解説にて補足します。</p>
171	<p>関係機関等と連携・協力し……危機管理体制を整えます。 としているが、防災に備えるとはしているが、市独自で減災対策に取り組むべきである。市独自に消防本部組織を手放したの大きな後退ではないか。 旧の耐震基準での建築物に対する耐震化工事など費用の補助制度を設けて、その上で、災害時は自分自身を守る努力を求めるのが筋ではないか。</p>	<p>・平成30年4月から尾三消防本部に加入し、消防の広域化を図り、各種災害への対応力を強化します。</p> <p>・第2項に、自助について定めています。</p>
172	<p>市民は、個人、近隣、自治会等で犯罪、災害等に備えるため、防犯、防災に関する取組を行い、災害時は自分自身を守る努力をするとともに、互いに協力します。 ⇒(犯罪、防犯)を追記。市民の義務として、自主的な防犯活動は必要ですが、市との協働が必要。 * 高齢者にとって安心なまちづくりとは、いつまでも元気でいられることでもあります。自助努力を支援する施策を条例化することを望みます。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>市民ができることは市民で行い、それができないときに市が補完するという補完性の原理に基づく、自助、共助、公助について定めています。この条例によって、市民の自助、共助についての意識向上を目指します。</p>
173	<p>国は国防と外交だけ、あとは自治体に丸投げ。自治体は市民の自助、共助に頼らざるを得ない！という状況でしょうか…。自助、共助は大切ですが、条例に明記するのはいかがなものかと思えます。</p>	

174	<p>修正案 ……自然災害又は重大な事故に対応し市民の安心安全を確保するため、…。</p> <p>2 市民は、近隣、地域活動団体及び市民活動団体と協力し、防災に関する取り組みを行い、災害時は自分自身を守る努力をします。</p> <p>①第19条第1項の「重大な事故等」の「等」を削除する。「発生時に」を「対応するため」に改める。</p> <p>理由 ・安易に「等」を付けることによって、今後拡大解釈され運用を混乱させる恐れがある。どの程度の事態が起きれば(予想されれば)どのような危機管理体制を整えるか、行政にとって実務的には、極めて判断が難しい問題である。台風の事前準備、各種警報の発令、補修の不十分さなど、今日では行政の対応のまずさがより厳しく指摘されるようになっている。2項の意図からみても、拡大解釈の余地は減らしておくべきではないか。たとえば重大な事故や危険をどこまで予見しうるか、どこまで行政の責任になるか、「等」はオソロシイ。 ・条例案の日本語では、自然災害も「発生時に」と解釈できてしまう。自然災害だけでなく重大な事故も、発生する前に十分予見できる場合がある。十分予見されれば、不作為は許されない。解釈の混乱を招くのではないか。</p>	<p>【案を修正及び解説を修正・充実します】</p> <p>ご意見を踏まえ、「自然災害、重大な事故等」の発生時の対応だけでなく、未然防止に向けた対策を含めた危機管理体制を整える旨を加えることとし、次のとおり修正します。併せて、自然災害、重大な事故等の「等」を含む事項について、解説にて補足します。</p> <p>第1項 市は、……自然災害、重大な事故等に備え、危機管理体制を整え、災害等の発生時には、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対応します。</p>
175	<p>②条例案第19条第2項では、「まちづくり組織」は防災から意識的に外されているように解釈されるが、そのように解釈して良いか。また、第11条では「自治会その他これに類する地域活動団体」となっているので、第19条の書き方では地域活動団体も外されているかのように解釈できる。単なる誤記ではないのか確認する。</p> <p>・「災害時は自分自身を守る努力をします」と明記してあるのだから、「市民は、個人(で)……」「災害等に備える」とまで繰り返すことは無い。それほどまで自己責任を強調したいのか。</p> <p>・防災に取り組む市民活動団体をあえて外す必要はない。「市民は、近隣、地域活動団体及び市民活動団体と協力し、防災に関する取り組みを行い、災害時は自分自身を守る努力をします」でよい。</p> <p>理由 ・この条例案は、基本的に「地域活動団体」という用語を用い、11条も地域活動団体の例示として「自治会」が強調されているだけである。19条で突然主語が「自治会等」と変化する。これもつぎはぎの跡か。整理されたい。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・防災に関する取り組む単位として、個人、近隣、自治会を列挙していますが、防災に関する取組は、自治会連合会やまちづくり組織等が行うものもあると考えられるため、「等」としてします。</p> <p>・個人は言うまでもありませんが、隣近所で日常から顔の見える関係づくりをすることや、自治会等が行う防災講習会に参加することが大切であると考えます。</p>
176	<p>第2項の追加内容として、公共施設等利用敷地内果樹等農作物強化時給食材(オートマチック)自動化、植える食材が事業利点化メリット化についての永久化の可能性について。(自給自足化)還元化事業。</p>	<p>この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。</p> <p>それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p>

第20条【他の自治体等との連携】

意見番号	意見内容	市の考え方
177	<p>市は、共通課題の解決のため、国、愛知県、他の自治体及び学校法人、民間企業、NPO法人等と相互に連携し、協力するよう努めます。</p> <p>⇒(関係機関)を(及び学校法人、民間企業、NPO法人等)に訂正。具体的に明示することが重要。</p>	<p>【案を修正及び解説を修正・充実します】</p> <p>一部事務組合等の関係機関のほかに、学校法人、企業等の関係者を含む表現にするために、次のとおり修正します。</p>
178	<p>修正案 行政及び議会は、共通課題の解決のため、国、他の自治体、その他関係機関及び関係者と相互に連携し、協力するよう努めます。</p> <p>・第20条の「愛知県」を削除する。また、「関係機関」を「関係機関ならびに関係者」に改める。</p> <p>理由 ・解説書(p6)にあるように、「国や県にたよるのではなく」という気構えは大切である。この条文で何故、「愛知県」を別格とするのか。愛知県も自治体であるので「他の自治体」で良いのではないか。 ・解説書にあるように、連携先は機関にとどまらず、個人・団体も含まれる。「機関」の意味が狭く解釈されないよう改める。</p>	<p>第20条 市は、共通課題の解決のため、国、愛知県、他の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。</p>
179	<p>共通課題の解決のためにとしているが、市民負担増をもたらす国の制度後退については、県、自治体と相互に連携し、協力するように努めます。とすべきである。</p>	<p>国の制度、社会情勢等を踏まえ、共通課題解決に向け、国、他の自治体等との連携を図っていきます。</p>

第21条【条例の検証】

意見番号	意見内容	市の考え方
180	第21条の表題は「(条例の検証)」であるが、記述の内容は「基本構想」、「基本計画」あるいは「総合計画」についての「検証」としか読めない。「条例」の検証ならば条文の検証についての記述が含まれるべきである。このため、表題を「(総合計画の検証)」あるいは単に「(検証)」とするか、条例改正に関する検証についての記述に変更されたい。	<p>【解説を修正・充実します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやすい表現に、解説を修正しました。 ・この条例は、本市のまちづくりの基本となる条例であり、安易に改正するものではありませんが、実効性を確保するために、市民及び市はともに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかを検証します。その際には、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえるものとします。 ・検証は、5年ごとに行う予定である総合計画の基本計画の検証及び見直しの結果を踏まえて行うことを想定し、5年を超えない期間ごとに行うことを定めています。 ・検証は、市民とともに進めることとしますが、検証内容、手法、視点、工程といった具体的な事項は、現在検討しているところですが、例えば、市の取組として、市政への市民参加の人数のみならず、その過程においての情報共有がどのようだったか、またどんな成果があったかといったような内容を確認していくことが考えられます。また、市民の取組は、5年に1度の市民意識調査で得られるデータをもって確認していくことが考えられます。 ・議会については、議会基本条例において、同条例の「見直し手続き」が規定されています。 ・第2項の「その他適切な措置」には、条例の改正も含まれます。必要に応じて改正するため、具体的な改正手続きは明記しません。
181	「条例に沿ってまちづくりが行われているかどうか」を検証する為には、「条例に沿ったまちづくりが行われているとは、いつまでにどういう状態であればよいか」という定義(=到達目標と達成計画)が必要であるが、検証する事のみならず、上記の定義(=到達目標と達成計画)作りも確り行う事も、条文の中に組み入れる事が望ましい。まちづくりに実際に取り組む前に、実効性の確保を極力高精度で行えるような計画を策定し、それに基づき、まちづくりを実施するという事を明確に意識できるように内容の条文とするのが望ましい。	
182	「本条例の検証」を市民および市が5年以内ごとに行うとあるが、掘みどころのない市民の意見をいかにして汲みとめるか市の担当部局がなやむのでは？	
183	条文は抽象的であり、検証手法を具体的に規定すべきではないか。	
184	市は、検証のための委員会等を設置し、前項の検証の結果、必要と認めるときは、市民、議会と協働して、適切な対応を行います。 ⇒(検証のための委員会等を設置し、)を追記。条例の策定時と同様な特別な協議が必要。 ⇒(市民、議会と協働して、)を追記。条例の策定時と同様なプロセスを踏むことが必要 ⇒(措置)を(対応)に訂正。措置とは行政側だけで検証するというニュアンスがあり訂正。	
185	どの部署がどのように行か。	
186	市民及び市は、5年を超えない期間ごとに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえ、市民参加により検証します。 ⇒(市民参加により)を追記。第10条第1項との統一性を図るため明記する。	
	<p>修正案 市長は、5年ごとを目途にこの条例の検証を行い、必要な場合は改正その他適切な措置を講じます。</p> <p>①第21条第1項、2項を「市長は、5年ごとを目途にこの条例の検証を行い、必要な場合は改正その他適切な措置を講じる」に改める。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17-①(意見番号157)等で述べたように、この条例案21条は、市民を主語に入れ、議会を主語に入れていない。議会制民主主義を飛び越えようとするもので、市民参加の域を越えて政策に直結させようとしている。21条は単なる検証と改正の手続き規定とし、その責任者を市長とするべきである。なお、修正案は市民参加に触れていないが、検証と改正プロセスへの市民参加は、4条等により当然実施される。繰り返すが、仮に代表性・正当性が担保される参加のデザインであれば、政策に直結させることは可能である。 ・2-①(意見番号29)などで述べたように、この条例案は最高法規性を帯びており、議会を検証プロセスから外している(21条、3条他)。明文の改正手続きの無い最高法規は剛性が強すぎる。解説書(p26)では「条例の内容を改正」することも「適切な措置」に含まれるとされているが、21条本文の日本語からそのような解釈は困難である。 ・しかも、条例案によればこの検証は、「この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて」実施される。平たく言えば、条例は正しくて、実行が間違っていないか、不足していないかどうかを検証するという解釈になる。まさに改正を想定しない最高法規ではないか。 	

187	<p>・あらためて、議会は、21条によってこの条例の検証手続き、検証プロセスから、明らかに外されている。しかも単なる「議決機関」(3条他)とされているので、21条に依らない検証も閉じられている(この条例案を議決するだけで終わり。その後はせいぜい「監視」するだけ(7条)。)。つまり、議会からこの条例の改正を発議することは事実上困難になっている。</p> <p>1項では検証に市民が参加するとなっているが、市民が条例改正の請求をするには極めて高いハードルが設けてある(15条)。結局は、市長が発議しようとしないうりこの条例は改正されないことになる。その市長は、プロジェクトレベルの計画(17条、議決を経ず市長自ら策定する基本計画)に沿って「まちづくりを進め」ることが、重要な役割と責務(8条)になる。しかも、そのまちづくりとは「笑顔で暮らせる幸せなまち」という主観的な定義(3条)なので、どのようにも解釈できる。市長への「全権委任法」に近いのではないか。</p> <p>・解説書(p26)によれば、条例の検証(まちづくりの推進状況など)と基本計画の検証・見直しは連動して行われるとされるが、そのような解釈は21条本文からは一切読み取れない。解説者の暴走である。P26の解説は、全文削除するべきである。</p> <p>・しかも、条例案では「5年を超えない期間」と強い拘束がかけられている。担う事務方は大丈夫か。</p>	
	<p>(参考)解説書では、条例の検証(まちづくりの推進状況など)と基本計画の検証・見直しを連動させるとあるが、制度的、実務的のどのようにやるのか、個人的には見当もつかない。</p> <p>制度的には、条例(法令)の検証と基本計画とは、性格が根本的に異なる。前者は立法権(議会)に属し、後者は行政権(市長)に属する。地方自治では、この二つの統治権は別々の代表に与えられている。これを「連動」させるといふ試みは、初耳である。これも、起草者が議会を無視・軽視し、全権を市長に与えようとする発想を持つからだろう。</p> <p>PDCAあるいはPDSと誰もが言う時代になったが、民間企業のPDCA手法がそのまま行政手法としても有効であるのは誤りである。たとえば民間企業では、株主総会は形式化しやすく、立法と行政(執行)の分立は弱い。また、たとえば行政の計画プロセスは、税-予算が一体となった制度の範囲内で成り立っている(端的には「縛られている」。民間企業の予算とは性格が異なる。)が、この制度的な出発点から民間とは全く異なるからである。</p> <p>実務的には、検証⇒計画プロセスの連動が困難な理由の第1は、行政の検証や評価プロセスの手法が、計画プロセスの手法以上に未確立だからだ。ここ10年~20年、数々の検証評価手法が流行し、廃れてきた。未確立であることを、21-②で詳しく述べる。</p> <p>第2は、未確立な検証評価プロセスへの市民参加手法が、さらに未確立な現状がある。</p> <p>現時点で実用的な手法は、評価機関への市民公募委員の参加、アンケート調査、意見募集あたりではないか。</p> <p>第3に、検証評価プロセスから計画プロセスへ戻ることが想定されているが、計画プロセス自体が(この条例案や6次総合計画の作成プロセスなど)極めて実験的に実施されているので、うまくサイクルできるか懸念される。一般的には、行政計画の策定プロセスは、「問題発見・定義⇒政策案の設計⇒政策案の決定」とされる。6次総合計画への市民参加手法の特徴は、「問題発見・定義」のごく出発点の部分(理想、ミッションなどを描く部分)を極端にいいねいに、しかも民間企業の研修手法と思われる手法を取り入れながらやっていることである(たとえば理想、ミッションなどを描く作業を出発点にすること自体が、民間で流行の手法である)。市民参加による検証プロセスから、6次総合計画のようなプロセスへ、しかも5年以内で、どうやって戻るか。このやり方がうまくサイクルするかどうか分からない。無理ではないか。民間企業と自治体とは、たとえば、経営計画の策定と行政計画の策定とは、条件や目的や成果物が大きく違うからである。</p>	ご意見として承ります。
188	<p>②条例案によればこの検証は、「この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて」実施される。つまり、市民の主体性や行動や声をかけ合うことが満足できるものであったかどうか、あるいは誰もが笑顔で暮らせたかどうかを検証しなければならない。そのような検証の手法・技術は存在するのか。存在するとすれば、どのようなものか。</p> <p>理由</p> <p>・検証作業とは、量的に(場合によっては質的にもありうる)検証可能なものについて行われなければならない。</p> <p>・ところが、笑顔や幸せなどの情緒的で内心を表すものの評価は、主観的にしか分からない。「あなたは幸せですか、不幸ですか」という聞き方である。長久手市では近年主観的な設問の調査が増えているように感じる。無意味とまでは言わないが、聞き方ひとつで答えはどのようにでも操作できるし、幸せかどうかのモノサシのモノサシ(評価基準)を定めにくい。主観的な指標は行政の評価手法としては多用しない方がよい。</p> <p>・また、「市民が主体的」や「市民が責任を持つ」など抽象的な条文の評価は、人々の行動の変化などの具象的なことに置き換えて計測することは、簡単ではないが不可能ではないだろう。たとえば近所の人と挨拶しているかという簡単な行動の計測である(客観的に調査しなければならない)。しかし、あらかじめ評価の指標や計測手法、そして目標値を定めておかなければならない。たとえばどのような行動がどのくらいの量あれば、市民が主体的であることになるという評価基準などである。ただ、これは容易なことではない。評価方法をあらかじめ決めていないのに、どう検証しようというのか。なお、イベントへの参加者数で計測するのは賛成できない。経験的には、記念品を豪華にすれば参加者数はいくらでも増やせる。「人を一同に集めるところから始まる」(解説書p18)とあるので気にかかる。</p> <p>・なお、「検証方法はこれから考えます…」というのでは回答にならない。検証方法は、先に決めておかなければ検証したことにならない。上記の意見は、そもそも検証は困難ではないかという指摘である。困難なものはいくら考えても、答えは見つけ難い。</p>	<p>検証内容、手法、視点、工程といった具体的な事項は、現在検討しているところですが、例えば、市の取組として、市政への市民参加の人数のみならず、その過程においての情報共有がどのようだったか、またどんな成果があったか、といったような内容を確認していくことが考えられます。また、市民の取組は、5年に1度の市民意識調査で得られるデータをもって確認していくことが考えられます。このことが、ひいては、第1条の目的に掲げるまちの実現にどれだけ近づいているのかを確認することにつながります。</p>
189	「市は・・・」の「市」の定義を明確にして下さい。	第3条で定義しているとおりです。

条例全体を通しての意見

意見番号	意見内容	市の考え方
190	<p>市は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映します。</p> <p>2. 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。</p> <p>追加の理由：他の自治体事例も鑑み、新たに条項を立てて明示すべきと考えた。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>第10条に「市は、計画の立案、実施及び評価の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等を市政に反映するよう努めます。」と定めており、意見にある総合計画に基づく評価（＝行政評価）についても含まれる内容であると考えます。</p>
191	<p>計画的な市政運営と併せて、財政運営、政策評価も必須では。</p>	
192	<p>長久手市みんなで作るまち条例(案)解説書を拝読しました。今、高齢者の多い社会、単身で生活をしている人が多い社会で、個人的に毎日の生活に苦勞をしているのが現実であって、そのために最も大切なことは、行政がリーダーとして市民を安心安全に生活できるように信頼を持てるよう条文の作成を複雑化せず、積極的に良い町を行政で進んで実行してください。特に職員一人一人は一生懸命に我々市民の事務的な良い対応をされていますが、残念ながら市行政での職員は横のつながりがないようですね。その点を改めてください。全て国政か地方の行政も同じですが、公で選ばれた市の人がまた、市議の方は頼れる仕事人となる事が社会を明るくし、よって、市民もそれについていきます。今の考え、市民、市議、市でなく、行政(市)～、市議～、市民です。是非以上のことを良くもう一度、お考えください。誠に僭越ですがよろしく願います。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・まちづくりの担い手の表記の順は、地方自治法の章立て(住民→議会→執行機関)にない、市民、議会、市という順で表記しています。</p> <p>・ご意見のとおり、職員は横につながり、一体として行政機能を発揮する必要があります。そのため、第9条2項に、「職員は、……部署間で連携して解決に努め」ことを定めています。</p>
193	<p>分かりやすく、よくできた内容だと思います。</p> <p>この条例(案)に描かれた内容が早く実現することを望みます。</p>	<p>この条例の目的にある目指すまちの実現に向けて、各主体がまちづくりに取り組めるよう条例の趣旨、理念を広めていきます。</p>
194	<p>今回の条例は、「市民による」まちづくりが、まだ「よちよち状態」の当市に於いて、「まず」市民、及び行政、議会などが、まちづくりにどういう風に取り組んだら良いのだろう、という「大づかみ」の方向性を示したのであると理解すべきだ。</p> <p>今後、市民活動等で出てきた問題は、条例に照らしつつ徹底的な話し合いと情報公開を旨とし、条例に足りないところがあれば、後年の課題とし、「条例」そのものも成長させる必要があると感じる。だから、本条例に細かい施策を迫ることは必要とされないしおカド違いである。数学で言えば「定理集」「公式集」のようなものではないか。日本国憲法がすべての法律の「母」であるのと同様である。</p> <p>全体としてみればまだ詰めたほうが良いと言う点もあるだろう。が、決定的「瑕疵」がないのであれば、まずは市民によるまちづくりを目に見える形で進め、サポートしていく上で「条例の制定」そのものが「まちづくり」の一歩であると認識したい。</p> <p>こうした中で、条例全体を眺める時、タウンミーティングでも出ていたように、市民による自発的活動と行政を結ぶ「恒常的中间組織」の設置が必要と感じる。市民のエネルギーを受け止める組織とでもいおうか。良いまちづくりには、市民と行政のさまざまなシーンでの不断の会話と情報の共有が必要であり、それが協働に繋がっていくのだ。</p> <p>「まちうた」は、「市民グループ」のまちづくりに対する情熱の発露そのものである。これをあらゆる機会を捉え、動画、イベント、ポスター、パンフ、クイズなどなどを利用して啓発していくべきである。</p>	<p>この条例が「成長」すること、つまり、多くの人に知られ、自分たちのルールとして受け入れられ、市民主体のまちづくりの実現に向けて、一人ひとりが取り組んでもらうために役立つものになるようにしていかなければならないと考えます。</p> <p>そのためにも、平成28年度に組織した市民と職員で構成する条例検討委員会が作成したまちうた(詩)「さかそうながくてじちのはな」を多様に活用し、条例の理念を広めていきたいと考えます。</p>

195	<p>理念について 前文と「さがそう ながくて じちのはな」に集約されていますので、これ以上の内容は思い当たりませんが、あえて言わしていただく、まちづくりを進めて行く「こうなるよね」という事が、もう少し想像できるようになると良いのではないのでしょうか。その為には次に述べる、運営方法が鍵になるかと思われます。</p> <p>条例を有効にする為に必要と思われる運営方法 第一ステップ ・当活動を、まずは拡く知ってもら(長久手市内・外)で。この際、長久手市内(とりわけ市民)には条例で実現できる範囲・限界・制約も分かり易く、明確にさせていただきたい。法的な事だけでなく予算面、社会通念上など。 第二ステップ ・市民、議会、市が常に当条例を意識した活動になるような仕組みづくり。条例21条による検証も重要ですが、検証する前に条例が有効に働く仕組みづくりが大切。</p> <p>以下、思いつきですが、市職員の採用に際しては当活動への理解・情熱を考慮する。 議会では選挙の際、候補者の公約に明記していくような流れを作る。 市民には広報誌や自治会の回覧だけに頼らない新しいツールの検討。 市民、議会、市が互いに活動するのが基本とはいえ、市に依存する訳ではありませんが、やはり市職員の方の果たす役割が大だと思われます(どのような活動も核が必要です)。</p> <p>第三ステップ ・市民、議会、市によりとことん話し合う。これは色々な方策があるように思われますが、私は市内各団体等を良く知らないなので、考えを述べることはできません、そのような状況で恐縮ですが。</p> <p>長久手市の大きな財産としては大学の存在がありますので、有効な参画を促していただければと思います。また、長久手市以外への広報活動は積極的にお願いします。報道などを目にする事で長久手市民もモチベーションが上がるのではないのでしょうか。 最後に限られたリソースですので、前文で掲げた長久手の財産である「歴史と文化」「豊かな自然」「愛・地球博」「リニモ」の中で市民が一番誇ることができる(つどい易い)のかを定めて、その内容にスポットを当てた活動ができれば、その後の活動も軌道に乗って行きやすいし、冒頭申し上げた「こうなるよね」という事が少しづつクリアになっていくのではとされます。</p>	
196	<p>条例案は、見直し、是正も有りよくできていると思います。単に、人口増をめざす為に高層住宅等を建り、名古屋のベッドタウンことならないよう、世界中の良い都市計画の町を参考に皆が住みたくするような町作りを望んでいます。</p>	<p>今後も、市民がまちに愛着を持ち、住み続けたいと思うまちづくりに、市民、議会及び市が協働して取り組んでいきたいと考えます。</p>
197	<p>特に「市民主体のまちづくり」を個別の章として立てているところに、特色を感じます。他の自治基本条例のほとんどが主役＝市(行政と議会)、市民参加を目指す中、「市民主体」を強く打ち出しているところが画期的と言えそうです。 現在、〇〇〇〇〇〇にて、まちづくりに携わっています。いつか、ここで試したことを長久手の将来に活かしたいと強く願っています。 この条例が出发点となり、大胆な人材と財源の移譲を通じて、本当の意味での「市民主体」が実現されることを願っております。私もその時には、ひとりの市民として、担い手となるよう、もう少し〇〇〇での取り組みを進めていきます。</p>	<p>今後、条例の趣旨を多くの方にご理解いただき、市民主体のまちづくりに向け取り組みたいと考えます。</p>
198	<p>前文 ……自分の言葉と行動に対する責任… 第1条 ……市民、議会及び市の役割及び責任… 第6条 ……自らの発言及び行動に責任を持ち…</p> <p>上記条文には市民の責任が明記されていますが、市民の発言と行動にはどのような責任が生じるのか記されていません。非常に曖昧です。市民の責任という文言の中身を明らかにする必要があります。責任内容が示されないのであればこの文言は削除するか別の表現に変えることを要求します。 これらの文面では責任(どのような責任かは不明)とれないのであれば発言や行動はできませんよ、と言っているようなものです。これでは前文に書かれている「とことん話し合う」という多種多様な意見が排除されます。また発言した時に「責任(責任内容不明)取れますか」言われた場合、発言者はどのような回答ができるでしょうか。自由闊達な発言ができなくなるのではないのでしょうか。市民は税金を納める義務を果たしています。行政と議会の責任とは違うことを明確にしておかなくてはなりません。</p>	<p>・この条例は、市民の自己責任論を述べているものではなく、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、これからは、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。</p> <p>・この条例によって、まちづくりに関する市民の権利や参加機会を制限することはありません。</p>

199	<p>市民は自由意思でまちづくりに参画する機会を確保、保障され、市及び市長はこれを支援するもので、市民にまちづくりに取り組むよう努めさせるものではないはずですが、「こうい町」にするために、市民のみならず、各小学校区、自治体ごとに努力しましょう！という内容が目立ちますが、大切なのは市民の権利、人権を守り、住民によるまちづくりを盛んにすること、住民にいろいろ提案してもらうことではないでしょうか。</p>	<p>・この条例は、市民の自己責任論を述べているものではなく、これまでの市が主導しすぎるまちづくりではなく、市民がより主体的に行動し、議会、市とともにみんなで進めるまちづくりに転換していくことを目指すものです。</p>
200	<p>市民の義務(下請け)、自己責任が多すぎて、行政サイドの主体性が全く出ていないのはおかしいです。現状は行政が把握できていない事がたくさんあるのに、市民が協働できる土台ができてないと思います。</p>	<p>・市民主体のまちづくりに関して、市及び議会が果たすべき役割等は大きいことを認識した上で、市民主体のまちづくりの実現を目指し、みんなで行動していくための基本的な事項を定めるものです。なお、市の役割及び責務については、第8条及び第9条に定めています。</p>
201	<p>「こうい町」にするために、市民のみならず、各小学校区、地域ごとに努力しましょう！という内容が目立ちます。まちづくり条例は「市民は自由意思でまちづくりに参画する機会を確保、保障され、市及び市長はこれを支援する」もので、市民にまちづくりに取り組み、地域社会に貢献させ、課題の解決を努めさせるものではないはずですが、「住民自らの自由意思によるまちづくり」を盛んにすること、そのために市及び市長は聞く耳を持つことではないでしょうか。</p>	<p>・まちづくりへの参加は、義務ではなく、自発的な意思に基づくものであると考えます。</p>
202	<p>市や議会のあり方を改めて条例で定める必要があるのか、あるいは市民が意見を言ったり、参加することが義務になるのか、改めて「条例」として作る意味が今ひとつわかりません。長久手市の施策に無関心でいるのは市民にとって損することになりますが、「条例」として義務化されるのに抵抗を感じます。条例ができることで、市職員の削減につながったり、地域の活動団体などに協力できないとき、村八分的な雰囲気を作られることにつながらないように願います。また、「条例」作りに大変手間暇かけて、市民の主体性や協働するために参加が求められたり、条例の遵守を求められることに構えてしまいますし、「条例」を作ればまちづくりの担い手が順調に表われるものか、疑問です。</p>	
203	<p>あちこちに出てくる以下の表現は不必要な言葉と思います。(条例に不適切) 「笑顔で暮らせる」「幸せなまち」→どう感じるかは個人によって異なることなので明記する必要はないと思います。</p>	<p>・前文は、条例の目的、制定の背景、まちづくりの方向性や決意を述べており、条文形式ではないため、市民の想いや決意を、自由でわかりやすい表現で表明できる部分であり、条例検討委員会による提言を尊重した内容としています。</p> <p>・検討委員会で出された「夢と覚悟」「懐の深さ」「笑顔」「幸せ」といった言葉を、この条例によって多くの人と共有したいと考え、使用しています。</p>
	<p>「長久手市みんなでつくるまち条例」に大反対です。メリットはほとんどないが、デメリットは腐るほどあるのが理由です。一番は、この「市民」の定義が最も大きな問題として挙げられます。「市民＝居住するもの誰でも」との事ですが、いったい、どのような手段で「居住の実態を証明する」のでしょうか？「住民票」「学生証」「社員証」「法人の登記簿謄本」・あとは？「賃貸の契約書でしょうか？「マイナンバー」ですか？・・・これは居住の実態とは必ずしも一致しません。そうです。実際の運用となると「自称＝市民」の「居住実態」を誰がどのように確認し「市民の証明」を付与するのでしょうか？税金をかけて「市民証」でも作るのでしょうか？</p> <p>結局「市民かどうか」を何も確認しないことを、制度運用上許容するのが関の山・・・(というか、この条例の真の狙いなのでは?)フツ、ばかばかしい・・・「市民」は、現状の「長久手市に住民票を持つ者」で十分ではありませんか。「みんなでつくるまち＝まちづくり」という具体的な定義もあいまい、かつ「本来、地方参政権の行使によって決められることが妥当な案件」にまで拡大解釈可能な活動に、「自称、ただ住んでいるだけ」という「どこの馬の骨とも分からないもの」に口出し、影響力を行使される事を容認する事であり、これを「不安」「理不尽」と感じるのは、「適法に居住する既存の住民」にとって偽らざる人情であろう事は、容易に推察できます。(現状で、長久手の有権者から当該条例案について声がでないのは、このような「核心をわかりやすく説明された情報」が周知されていないからに他なりません。)出だしから「権利と義務」のバランスを崩しかねない不安要素が目立ち「不気味な条例」と言わざるを得ません。</p> <p>※当パブコメは「廃案の一択」ですが、あえて前向きな提案として、この「みんなでつくるまち条例」における「市民の定義」には、1、「住民登録した有権者」に絞る。2、「住民税・固定資産税の納税義務者でかつ5年以上の滞りない納付実績がある者」に絞る。などがより適切でありましょう。(これらの条件であれば、「権利と義務のバランス」と「住民登録を済ませた適法な居住者である」という要件も同時に満たせます。併せて、それ以外の住人をそのまま「住人」と定義すればよいでしょう。・・・が、住民登録済みの有権者・市民納税者とのバランス上「みんなでつくるまち」にどこまで関わらせられるかが問題となります。市民、住人同士の不公平感を最小限にするには、みんなでつくるまちの適切な情報収集を認める・・・ぐらいでしょうか。・・・いずれにせよ「余計な解釈の軋轢」しか生まないので「みんなでつくるまち条例」は廃案の一択です。</p> <p>みんなでつくるまち条例を俯瞰すれば、「間接民主制」に「直接民主制」を取り入れようとする試みであると見受けられますが、条例が浸透していくにつれ、自治体の運営に有形・無形のさらに大きなコストが見込まれるのも大きな問題です。利害の多種多様な「みんなでつくるまち・まちづくり」とやらの意思決定の優先順位をどうやって確保するのが大いに疑問です。仮に個別案件ごとの多数決を必要とするのであれば、従来通り市長、代議士を選ぶ選挙だけのほうがコスト押さえられ合理的です。</p>	<p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。これにより、市民の権利が制約されたり、市民に義務が課されたり、まちづくりへの参加を強制されることはありません。</p> <p>・本市は、急激な人口増加に伴い価値観やニーズが多様化しており、持続可能な住みよい長久手市をつくるには、住民だけではなく、日頃から本市に関わる多くの個人、法人の力も必要であると考えます。また、現状でも、市内に通勤、通学する方もまちづくりに取り組んでいらいやいます。よって、この条例では市民の定義を広い範囲で定めています。外国籍を理由としてまちづくりへの参加を排除する考えはありません。</p> <p>・憲法に、国民の権利に関して、「濫用してはならない」、また、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定されています。</p> <p>この条例は、憲法や地方自治法の考え方に基づき制定するものであり、市民の権利について無制限に保障されるものではなく、公共の福祉のために行使されるものであると考えます。悪意ある団体等による組織的な違法・不当行為、反社会的な活動、市政の支配等を容認するものではありません。</p> <p>・現行の地方自治の基本である議会制民主主義のもとに市政は運営されるものであり、特定の団体により市政を支配されることはありません。</p>

204	<p>・・ぶっちゃけこの手の試みは「マス・デモクラシーの再来」なのですが・・これがファシズムの母体であるのは歴史が証明しています。(率直に、この条例考えたヤツ&進めるヤツは・・頭が良いつもり「ガ・チ・ア・ホ」か、それを装った「地方の乗っ取りを企図したどこの国の作業者」の疑惑も否認しません。)</p> <p>「(少数の)声の大きい者」の意見が通りやすく「(多数の)現状に不満の無い者」の環境が脅かされる可能性が大きいです。→→これはズバリ、民主主義の最大のメリットが、ないがしろにされる危険性そのものです。「市政、まちづくり」をあえて分かりやすい表現で言い表せば、納税を対価に、代議士や自治体に委ねて、安定化させ、心おきなく「個々人、それぞれの家族、近隣住民それぞれが幸福追及に邁進」できる環境を確保する・・これこそが、民主主義における自治体のあるべき姿です。</p> <p>市民参画、協働、共同参画、多様性など、理念にとどまるならまだしも、条例によって強制力や拘束力を発揮するとすると「余計な手間が増えるだけで実りは少ない」・・結局は、後世「バカげた幻想だった」ことが証明されるだけででしょう。この事はすでに「共産主義・社会主義失敗のプロセス」が証明している事です。職場から自宅に戻ってきて、地域にまでいびつな同調圧力が増えるだけのファシズムもかくやという社会への転がり落ちてゆくのが関の山だと言えます。</p> <p>当条例の策定、または類する策動が今後も常態化するとすると、長久手市に直接関係の無い者、関係の薄い者の政治的、宗教的、その他、集団的活動によって「歴史ある長久手の有様」そのものを、特に「既存の住民」にとってみればいつの間にか「不都合なモノ」に変えられてしまう危険性が大きいです。</p> <p>さらに問題を挙げれば「市民」の定義に「国籍を全く問わない外国籍の者」まで無制限に内容していることが挙げられます。外国籍居住者による集住、それにとまなう不法侵入者秘匿の増加などを端緒とする「治安の悪化」を促進してしまう・・具体的な危害の懸念も含まれます。「1つの国の中に別の国が点在する」・・これも「広義の多様性」でありまじうが、移民問題、これに起因する諸問題に苦しむヨーロッパ諸国と同じ状況を、この長久手に再現したい住人はどれだけいるのでしょうか。(いや、いませんね)</p> <p>当条例の策定において、こうした「最悪の場合」が全く考慮されておらず「治安問題の専門家」や「安全保障の有識者」などの不在が明白です。察するに、この条例の策定者の中にも「多文化共生」と「国際交流」や「異文化理解」を同一の意味として勘違いしている人、または、分かっているが、あえて同じ意味と錯覚させようとする人、がいるようです。純粋に「外国のことを知ろう」という目的であれば、それは「国際交流」「異文化理解」であり、「多文化共生」ではありません。「多文化共生」は、異文化の人間を同じ地域に混ぜ込み、結果として既存住民が「他文化強制」を引き受けられない限り成立しません。近年「多文化共生」は、その地域の「文化の多様性」を奪い去る事が証明されてきています。手短かに一例をあげれば、イスラムの移民を受け入れた地域の学校の学食メニューからは、豚肉のメニューが廃止に追い込まれています。言うまでもなく学校教育は、その国家、自治体にとっての「文化形成の根幹」です。</p> <p>条例の骨子「市民の定義」の部分は、意味としては「外国籍」を含みながら、意図的に直接的な表現を避けつつ、その他、一見受け入れやすい美辞麗句で塗り固められている「歪(いびつ)さ」は、ナチスの洗脳手法もかくや、でありましょう。</p> <p>納税者、有権者にとってみれば、「みんなで作るまち=まちづくり」を「常に監視する」必要が生まれます。また、納税者であるがゆえに(そのお金を稼ぐために)多くのものが日中は労働しています。必然的に「まちづくり」の活動そのものが大きな負担となり、やがて疎遠になり、なし崩し的に「有権者・納税者以外の者」が携わる機会が相対的に増えてしまう事が見込まれます。(皮肉にもほどがあります)</p> <p>「みんなで作るまち」とやらは、大多数の納税者、有権者にとって「余計なお世話」以外の何物でもありません。「自治体を奪う条例」とまでは言いませんが「既存住との自治権の行使を弱体化させる」条例と断定できまじう。</p> <p>すでに同様の「自治基本条例」が採択されている市町村では、「何も問題が起きていない」という人もいますが、この長久手のように「未採択の市町村」が存在している間は、この条例を逆手に取った活動は恣意的にもセーブされています。日本中「すべての市町村」で同様の条例が採択される事が大目標であり、その前に既存住民にとっての不利益が明るみに出たとなれば、元も子もないからです。実際、この条例の危険性に気が付いた、住民の問題意識の高い市町村では、廃案になっている自治体も少なくありません。そして、廃案となった市町村において、この「自治基本条例:まちづくり条例:みんなで作るまち条例」が存在しないことによるデメリットは全く存在しないのです。</p> <p>※試しに自称「まちづくりの参加者」に「まちづくりとは何か?」の具体的な説明をもとめてみるのをオススメします。「井戸端会議」ぐらいのもので「法律的にまともな答え」は99%かえってこないかと思われまじう。</p> <p>※「自治基本条例 問題」などのキーワードでネット検索すれば、各自、山のようなデメリットが参照できます。</p> <p>一例とそれに付随する事柄をもってしても、デメリットが大きいですが、それ以外にも当該条例にはメリットはほとんどなくデメリットは山ほどあるのが実情です。</p> <p>【一有権者、一納税者としての市政への警告】</p> <p>このような民主主義の意義と自覚に乏しく、責任の所在があいまいな条例案自体が持ち上がる事、さらに市長により議会にかけられようとする事そのものが、最大多数の有権者、納税者への背任、裏切り行為です。実効性のない無駄なルールを削って合理化する事が、昨今、叫ばれて久しい「規制改革」のはずですが、その流れにムザムザ逆光しているのも、とかく不気味です。条例をアレコレいじってなんとなく「仕事をしている気になっている」なのが実像であり、民間の企業感覚からすれば「リストラ候補社員」の仕事のやり方そのものです。賢明な有権者にとってみれば、自治体、議会、議員諸氏の本来の仕事の在り方というものは、市内に住む有権者の民意を適切に付度し、社会問題や市民の不満を次々に解消し、仕事を積極的に刷新、効率化に努め、その結果として、であれば、手持ちぶさたで暇を持て余してしてくれた方が安心というものです。「忙しそうに仕事をしているポーズ」はバレバレで滑稽であるがゆえに醜態とも言えます。「恥を知れ」というのが当パブコメ参加の動機です。</p>	
205	<p>たばこ害、及び自動車排気ガス等急速に増加する自動車増による呼吸器、自動車排気ガスNox、カーボン炭酸ガス(スス)等カーボン汚染等健康被害及びがん対策、生活習慣病による環境医療問題が急務。明治維新からのたばこ害、21世紀型のがん対策、簡単に言えば煙突の清掃。</p>	<p>この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなでも誰かが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p>

その他の意見

意見番号	意見内容	市の考え方
206	<p>条文の内容ではありませんが、条例の成立施行過程についての提言です。本条例は本年3月に議会に諮り、4月よりの施行を予定されているようですが、拙速と思います。前回のタウンミーティングでは素案配布後、内容も精査できない状態でタウンミーティングが開催されました。それもほんの2時間程度です。完全な準備不足です。パブリックコメント締め切り後最終的な案文を提示していただき、それをもってタウンミーティング開催し、時間もしっかりと、市民納得の上、議会に諮り、施行すべきです。</p>	<p>平成28年度に市民及び職員で構成する条例検討委員会にて条例に盛り込みたい事項を検討し、その結果を踏まえて条例素案をつくりました。素案については、タウンミーティング、全世帯への配布、ホームページでの公表により周知に努めてきました。さらに、本パブリックコメントで意見を募集する案を全世帯に配布し、多くの意見をいただき、よりよい条例案ができましたので、それを議会に提案していきます。</p>
207	<p>パブリックコメントについて 今回提出された意見の扱いと今後の進め方について説明して下さい。</p>	<p>・提出された意見を踏まえ、条例案を見直し、議会に提案する最終的な条例案を作成しました。提出された意見に対する市の考え方は、市ホームページ、市役所経営企画課窓口、情報コーナーで公表しています。</p> <p>・条例案については、平成30年3月の市議会で審議していただき、可決されれば制定となります。制定後は、条例の周知及び共有化を進めるとともに、市民主体のまちづくりに向けて、市民、議会及び市みんなで取り組んでいきたいと考えます。</p>
208	<p>募集期間について 住民にとって大きく影響する内容なのにこれまでの話し合いに参加していない者にとっては、実質1か月(年末年始をはさむので)では難しいのが現状です。今後、条例として確定するに当たっては、住民にとってどんな影響があるか？(今までとの違い)全住民に丁寧に説明して進めて欲しいと願います。</p>	<p>・条例によって、市民の暮らしがすぐ変わるということはありませんが、市長と市職員は、条例に沿った仕事の進め方を意識することになりますし、市民は、自分たちでよりよいまちにしていこうとする意識が芽生え、主体的なまちづくりが行われることにつながると考えます。</p>
209	<p>内容が他の条例に優先するまちづくりの基本であると第2条にうたっており「長久手市まちづくり基本条例」のほうがよい。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>この条例は、本市におけるまちづくりの「基本」です。他の条例との整合性を図る際に、この条例を基本とするという意味です。 なお、条例の名称については、条例の趣旨及び他の条例との区別を明確にするため、「長久手市みんなで作るまち条例」と決定しました。</p>
210	<p>市民(飼い主)はペット(飼い犬等)の糞の後片付けを徹底し、我が街の衛生を保つこと、また美観を損ねないことに努めます。 路上(歩道)の犬の糞を踏んだことが何度もあります。衛生的でないことはもちろん、踏んだことにより足を滑らせて転倒し、けがをしたこともあります。糞を見つけるたびに片づけるようにしておりますが、飼い主のマナーがない方が野放しになっている現状を変えられないでしょうか。これを条例とすることで、糞の撲滅を目指しましょう。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p> <p>・ご意見の内容については、「長久手市美しいまちづくり条例」第14条に規定されています。 (飼い犬等のふん害の防止) 第14条 飼い主は、みだりに飼い犬等のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。</p>
211	<p>里山保全について 現状では、緑地、水辺などの保全は、市民の理解と応援がなければ行政だけでは保全が難しい。計画的な保全をするにはそれなりの行政施策が必要になる。そこで、予算と用地と人(ボランティア)がいる。 ・用地指定(できれば買い上げ) ・施設の整備(公共用駐車場、トイレ) ・学校田、学校畑の確保(児童、幼児、中学生の農業体験) ・小屋づくりとかなわないとイベント企画</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています</p> <p>・里山保全に関する計画として、平成28年3月に長久手市里山プランを策定しています。</p>

212	<p>息子が2歳から喘息です。軽度です。吸入器は使っていませんが、風邪が悪化した際は、肺炎を2度おこし、医大に入院したこともありましたが、現在は〇〇です。</p> <p>幼稚園の頃、消防訓練の際、煙を口でおさえて脱出する訓練をしました。その煙を吸って、喘息がひどく出て、2週間は病院に通うことになり、大変でした。安全な煙かと思っておりましたが、幼稚園も、消防の方も、そのような注意喚起はなされず、確認もなかったです。今後の為に、喘息の人は控えた方が良いとお知らせすべきだと感じました。</p> <p>あと、いつも感じる迷惑な行為がごさいます。農地の、枯草など、短時間のみ燃やすことを許可されていますが、突然、煙が家の中に入ってきたり、登下校中に、煙を吸ってしまうこともあり、喘息が悪化してしまい、大変恐怖を感じております。時間指定をしてもらうか、日にち指定(たとえば、10日、20日、30日限定など)をして頂けないでしょうか？命に係わる重度の喘息のお子様もいらっしゃるはずですよ。</p> <p>また、洗濯物を干している、においがついてしまい、着させることができません。</p> <p>外出していて、窓を開けっ放しにすることもあり、家の中に煙が入ることがとても迷惑です。(夏など、窓を開けたいです) そういった病気を抱えた人がいるということをもっと農地の方にもお知らせしてもらい、日にちや時間指定のもと、燃やす行為をしていただきたいなと感じております。</p> <p>医大に入院することが、どれだけ子供たちに負担なのか、学校も休まないといけなくらい、ひどい症状になる場合もありますので、市の方で、統一条例として、燃やす行為の細かな条例を作って下さると幸いです。喘息の子供を持つ親でしか、危険で恐怖なことだとは思わないことだと思いますし、声もあがらないことだと思いますが、少人数の声だとしても、安心安全に、住みよい地域にしてみたいと思ったりの長久手市であってほしいと感じます。</p> <p>どうぞ、ご検討、対策を検討して下さいますと、大変うれしく思います。</p> <p>なにとぞ、宜しく願い申し上げます。</p>	<p>【案のとおりとします】</p> <p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。</p> <p>それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p> <p>・農地で発生する農作物の茎、葉等を焼却するための野焼きを行うにあたっては、ご近所の方への配慮していただくよう、広報、ホームページ、自治会回覧により呼びかけいたします。</p>
213	<p>条文の内容に欠けている点があります。それは税金の件です。条文には税金の使途および使用計画、用途説明についての行政、議会の責任について一言も触れられていません。市民の血税をどのように扱うか明示すべきです。</p>	<p>・この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。</p> <p>それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p> <p>・長久手市の税金がどのように使われるかを示す予算は、地方自治法に基づき、市長が議会に提出し、議会がそれを議決することで成立します。</p> <p>市民に税金の使い道について知ってもらうことは大切であると考え、予算の概要については広報、ホームページでお知らせしています。</p>
214	<p>福祉でまちづくりをやる。</p> <p>具体的には 若い夫婦やひとり親が安心して子育てができる地域作りをする。そうすれば、30年後にはその人たちが高齢になった時に、安心して暮らせる地域作りができる。また、その町で育った子どもたちが、私たちの志を継承してくれる。</p> <p>私が30年前に、彼女から言われたことがある。「障害者が大切にされる社会は、子どもからお年寄りまで一人ひとりが大切にされる社会です。」それ以来どうしたら、安心して笑顔で暮らせる社会が作れるのだろうか。</p> <p>市が洞地区では、夏に夏祭り、そして、地区の運動会、里山祭り、淑徳大学祭など地域の人たちが一同に会する行事が組まれています。地域にどのような人がいるか、しかし、数多くあるケアハウスではどんな人がいるのか、住民の方は知りません。それは、施設型福祉だからです。</p> <p>障害者が高齢になった一人になったら施設へ入れる。高齢者が自活できなくなり認知症になったら施設へ入れる。このような福祉が行なわれているようでは、町の将来はありません。</p> <p>町内には、空き家や色々な建物があります。それを活用して、介護サービスや保育所、シニアハウス、シングルマザーのシェアハウス、独身者たちが集う場所など、さまざまな仕掛けが必要です。この仕掛けがあれば、若い世代も働き盛りの人も高齢者もあるいは認知症の高齢者も、そこで生きがいをもって働けるような町ができるはずですよ。</p> <p>そのようなしくみを作りたい人のために、ケアマネージャーや介護職員が夢を実現させるために、基金制度や助成金制度を作ってゆく。</p> <p>一例をあげるなら、現在、離婚が多く、その子どもたちの多くが転校します。転校は、子どもたちの心に大きなストレスをもたらします。小学区ごとに、母と子どものためのシェアハウスをつくる。待機児童のための保育所ではなく、そのシェアハウスと連動して小さな保育所をつくり、母親が安心して仕事ができるような環境を作る。幸い、長久手市は大きな商業施設ができて、雇用には困らない状況です。</p> <p>また、愛知医大があり、それを中心として、地域包括ケアができるような体制をつくり、自宅で一生涯暮らせるような体制づくりをする。また、施設から入所者さんたちに外に出て頂くようなまちづくりをする。</p> <p>地域包括ケアには、人と人 人と自然 心と体のつながりが欠かせません。その中で自分らしい生き方ができるように、仕事や子育てを行ない、他者との出合いをたいせつにして、長久手に移住したい人を増やすのです。そのためには、健康づくりや介護やリハビリテーションの体制、医療や看護、保健や福祉の充実、高齢者を地域で看取る体制づくりが欠かせません。介護離職をなくし、生活支援を充実してゆく、それを支える人たちに基金をつくってゆく。</p> <p>そうすれば、福祉でまちづくりができ、そのような町には人が集まり、自ずと一人ひとりの中に共生意識ができ、ボランティア精神「困ったときはお互い様」の意識が芽生えてゆくと思います。</p> <p>医者も多い、芸術家も多い、そして、大学も数多く集まっている。そんな中で、どんな仕掛けを作ってゆか。考えていきたいですね。そのためには意見を待っているのではなく、職員が町に出て、いろいろな情報を集めてくる必要がありますね。</p> <p>思いつくままに書きましたので、文章に至らないところがありましたら、ご容赦願います。</p>	<p>この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなで誰もが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。</p> <p>それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。</p> <p>・今後も、市民がまちに愛着を持ち、住み続けたいと思うまちづくりに、市民、議会及び市が協働して取り組んでいきたいと考えます。</p>

215	過去に(約3年前)「警固祭」が行われた時、火薬爆発が有り、「ケガ人」が出たが、その時の詳細、再発防止等は何で公報されているか。	警固まつりは、各地区の警固まつり保存会が主催であるため、事故に関することについて、市は広報していません。
216	長久手市行政組織表について (1) 36課66係は天文学的な分類ではないか。的確な運営は？ (2) 組織業務に係る業務内容の例規集のようなものは有りますか。	(1) 36課66係は、近隣市町と比較しても多すぎるということはありません。第9条では、部署間で横につながり、連携して課題解決に努める旨を努力義務としています。 (2) 各課等の業務内容(事務分掌)に関しては、長久手市例規集にある「長久手市市部設置条例」にあります。なお、例規集は、インターネット上でご覧いただけます。
217	平成21年3月(第5次長久手市総合計画)が発足して、岩作旧市街地地区、まちづくり推進会議で長年に亘り、協議を重ね提言書が平成28年2月5日に吉田市長に提出されております。今回のまちづくり条例を機会に、旧岩作地区のみを対象とした、地域まちづくりの一環として地域生活の安心安全を確保するためにも、地域の道路整備を行っていただきたい。又、道路整備をしたことによって、地域住民がより良い環境で生活ができるとともに、新たな土地の活用も増えるのですが、前文に記載されているように自然豊かで歴史的な史跡のある町です。「神社仏閣の多い京都市、岐阜県高山市等は地域によって高層ビルに市条例を設けて制限有り」 長久手市の中心地、岩作地区を歴史文化と自然環境を生かしたまちづくり提言書を勧案した条例を設けて、まちづくりを進めて頂きたい。	ご意見として、担当課にお伝えします。
218	山の土取り条例 自分の土地であってもダメ。業者は捨てていけないものを捨てるための土取り。現在松杖で予定あり。	*この条例は、市民が主体となり、議会、市みんなが笑顔で幸せなまちの実現するためのまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、議会、市それぞれの役割等を明らかにするものです。 それを踏まえ、個別具体的な事項については、別に定めることとし、この条例では、本市のまちづくりを進めるにあたり、基本として共有すべきと考える事項にとどめています。 *土取りに関する事項は、長久手市土砂等の採取及び埋め立て等に関する条例に定められています。